

◎議 事 日 程（第2号）

平成27年9月4日（金曜日）午前10時00分 開議

日程第1 一般質問

◎本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

◎出 席 議 員（20名）

1番	大野 則男 君	2番	山岡 幹雄 君
3番	近藤 武 君	4番	神田 康史 君
5番	竹村 仁司 君	6番	高松 幸雄 君
7番	石崎 たか子 君	8番	吉川 三津子 君
9番	鬼頭 勝治 君	10番	八木 一 君
11番	大宮 吉満 君	12番	杉村 義仁 君
13番	島田 浩 君	14番	大島 一郎 君
15番	鷺野 聡明 君	16番	堀田 清 君
17番	大島 功 君	18番	河合 克平 君
19番	真野 和久 君	20番	加藤 敏彦 君

◎欠 席 議 員（なし）

◎地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	日永 貴章 君	副 市 長	鈴木 睦 君
教 育 長	加藤 良邦 君	会計管理者兼 会計室長	村津 友章 君
総務部長	飯谷 幸良 君	企画部長	佐藤 信男 君
経済建設部長	加藤 清和 君	教育部長	石黒 貞明 君
市民生活部長	永田 和美 君	上下水道部長	横井 一夫 君
消 防 長	飯谷 修司 君	福祉部長兼 福祉事務所長	猪飼 明 君
子育て支援 プロジェクト 担当部長兼 児童福祉課長	伊藤 辰明 君		

◎本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	佐藤 敏彦	議事課長	加納 敏夫
書 記	山田 宗一	書 記	服部 陽介

午前10時00分 開議

○議長（鬼頭勝治君）

皆さん、おはようございます。

本日は御苦労さまでございます。

御案内の定刻になりました。定足数に達しておりますので、ただいまから継続会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

~~~~~ ○ ~~~~~

◎日程第1・一般質問

○議長（鬼頭勝治君）

日程第1・一般質問を行います。

一般質問は、質問順位に従いまして、順次許可することにいたします。

最初に、質問順位1番の2番・山岡幹雄議員の質問を許します。

2番・山岡幹雄議員。

○2番（山岡幹雄君）

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

本日は、大項目については3点ほど質問をいたしますので、御答弁のほうをよろしく願いいたします。

まず1点目としまして、6月議会のときにも質問をさせていただきましたが、合併により愛西市が既に10年目が過ぎております。平成17年4月に合併して、職員の給料調整をどのように行われたのか、お尋ねいたします。

2点目については、近年、地産地消を推進する活動が各地で行われるようになってまいりました。愛西市は農地も多く、農家の方もお見えになるわけですが、地産地消の推進を図るために、どのように市として取り組まれたか、お尋ねいたします。

3点目につきましては、市民が安心して暮らせるまちづくりについてお尋ねいたします。

ことしの8月に愛知県で交通死亡事故多発警報が発令されました。この警報が発令されて、市はどのように啓発を行ったのか、お尋ねいたします。

以上、3点について御答弁のほうをよろしく願いいたします。

○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、合併後の職員の給料調整につきまして、御答弁をさせていただきます。

合併前の旧4町村におきましては、それぞれの基準によって昇格・昇給がなされており、取り扱いの違いにより、合併した時点で職員間の給料に差異が生じておりました。

そこで、平成20年度、21年度の2カ年をかけて、現行の採用区分別初任給、職員の在職期間をもとに基準給料月額を定め、それに基づき給料調整を行い、不均衡の是正を図っております。以上でございます。

○経済建設部長（加藤清和君）

2点目の地産地消の推進につきましては、国が制定しました食料・農業・農村基本計画において、食料自給率の向上に向け、重点的に取り組むべき事項として位置づけられているところでもあります。

施策について大きく分類すると、直売所での地場産物の直接販売、6次産業化につながる地場産物を活用した加工品の開発、学校給食や福祉施設等における地場産物の利用、地域の消費者との交流・体験活動等であります。

市の取り組みといたしましては、立田地域交流拠点施設「立田ふれあいの里」における地場農産物の直接販売を行い、生産状況においては、消費者の結びつきの強化に努めております。

また、市内小学校5年生を対象に、鳥山明作の漫画を利用した学習教材を作成し、出前授業を行っており、愛西市の農産物のすばらしさを家庭で伝えてもらうように取り組んでおります。

地域消費者との交流、体験活動としては、加工用トマトの収穫、ケチャップづくり体験をJA、佐屋高校、株式会社コーミと協賛し、夏休みに市内小学生の親子を対象として実施し、地元農産物を知ってもらう場として体験教室を実施いたしました。

そのほか、市内で行われるイベント等において、農産物の直売ブースを出展して、PRの活動を随時行っております。

学校給食における地産地消の推進状況についてでございますが、給食物資選定における入札条件に愛西市産もしくは愛知産を加えたり、毎月食育の日を設定して、あいち海部農協より直接野菜を購入しております。農家さんと直接取引することについては、量の確保、配送、天候不順等さまざまな問題があり、なかなか難しい状況の取り組みとなっております。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、愛知県で出されておりました交通死亡事故多発警報でございますが、これは8月の7日から16日にかけて発令がされており、そのときの市の取り組みといたしましては、各庁舎や主要な施設へ交通死亡事故多発警報発令中という書かれたのぼり旗、あるいはチラシを掲示いたしました。また、市のホームページを通じての周知、そして先ほどののぼり旗を持って、職員による街頭啓発活動等も実施しております。以上でございます。

#### ○2番（山岡幹雄君）

それぞれ御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問に入らせていただきます。

まず、愛西市の給料制度について質問させていただきます。

平成27年3月の広報に、市職員給与などの状況を公表しますという記事がございました。その記事に、ラスパイレス指数と一般行政職の級別職員数について記事があったわけですが、その内容について、若干説明をよろしくお願いたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

27年の3月広報に、職員の給料を御報告させていただきました。

26年度の愛西市のラスパイレス指数につきましては、89.6でございます。また、一般行政職の級別職員数につきましては、平成26年4月1日現在におきまして、1級職員が40人、2級職

員が79人、3級職員が41人、4級職員が55人、5級職員が17人、6級職員が16人、7級職員が9人、合計で257人という状況でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

今、ラスパイレス指数と一般行政職の御回答をいただきました。

それで、このラスパイレス指数についてでございますが、ラスパイレス指数とは、地方公共団体の一般行政職の本給と、国の行政職俸給表の適用職員の本給とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対応して比較して算出したものでございます。国を100としたものでありますが、平成26年4月のラスパイレス指数を見ると、先ほどの御答弁にもありましたように、愛西市は89.6、90を切っておるわけです。市町村の全国平均は99.8、愛知県においては、名古屋市を除きますと99.2であります。近隣の市町村では、津島市が97.1、弥富市が97.5、あま市は92.6、稲沢市は98.9、大治町につきましては91.2、蟹江町は90.6、飛島は96.2ということですね。海部管内で市町村で一番下なんですね。愛知県で見させていただきますと、一番下が東栄町の89.5、その0.1上回って、愛西市が下から2番目で89.6。この状況をどのように思われるか、なぜこのラスパイレス指数が低いのか、お尋ねいたします。

## ○総務部長（飯谷幸良君）

ラスパイレス指数が低い理由でございますが、平成17年当時ですけれども、全国的に見ますと、町村においては8級の給料表を、また市においては9級の給料表を適用している市町村が多数でありました。そして、合併前の旧4町村も8級の給料表を適用しておりました。

平成17年に合併して愛西市となった際にも、多くの市が適用しております9級の給料表は適用せず、8級の給料表のまま移行をしております。その後、人事院勧告によりまして、平成18年に給料表の1級格下げが実施されたことによりまして、愛西市においては7級の給料表を適用して、現在に至っております。

合併前の旧4町村それぞれラスパイレス指数が低かったこと、また合併後におきましても町村当時の給料表をそのまま適用していることが、このラスパイレス指数の低い大きな要因であると考えられます。以上です。

## ○2番（山岡幹雄君）

今の総務部長の御答弁ですが、平成18年に給料表を1級格下げ、合併4町村のラスパイレス指数が低かったことが要因であるということで説明がありました。18年に1級下げ、先ほど最初の御答弁に、この4町村の給料の調整を平成20年、21年度両年度で調整したんだと。何かそのつじつまが合わないような気がして申しわけないんですが、今の18年に人事院の関係でそれぞれの自治体が1級下げたところもあるやに聞いております。その後、やはりこれはちょっとということで、等級を調整されたという自治体もございます。実際、そういうことを調整しながら、今現在、愛知県で下から2番目だと。これは愛西市がなぜ2番目なのか、ちょっと、上から1番、2番という財源的にもよければいいんですが、その辺はちょっと不思議でならないということで理解できないです。

次に、その給料表、18年に1級下げたと。それで、他市では給料表の級区分が10級まである

ところがあります。なぜ愛西市は10級までしないのかなあと。愛西市の広報の記事によりますと、主事が1級、2級にまたがっておると。主任が2級と3級、課長職が5級と6級、なぜか2階級に職名があるということです。他市を見ると、ある市ですと、9級制をとっておって、9級は部長、8級は次長、7級は課長、6級は課長補佐、5級は係長、4級は主査、3級は主任、2級は主事、それぞれ役割、区分が明確になっております。

こういうことで、実際そういうことがなぜできないのか不思議でしょうがないのですが、それともう1つ、それぞれの等級で一番号俸が多いのは何号ですか、お尋ねいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

10級まで給料表がありますが、県内の市のうちで、給料表で10級を使用しているのは2市でございます。9級が16市、8級が18市、7級が愛西市を含め2市という状況でございます。

先ほど、ラスパイレス指数の御質問でお答えをいたしましたとおり、給料表に関しましては、合併時の調整のままであるのが現状でございます。

また、主事、主任、課長がそれぞれ2階級の職名にあることにつきましては、愛西市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則におきまして、級別職務分類表でそのように定めておるところでございます。

また、2級に多数の職員がおるということにつきましては、職務職階の構造上、ピラミッド的な階層区分が生じます。そのため、1級、2級の主事、主任の階層の人数がどうしても多くなるということで、御理解をさせていただきたいと思っております。

そして、給料表におきまして一番大きい号級というのは、2級で申しますと125号ということでございます。以上です。

#### ○2番（山岡幹雄君）

一応、そういう御回答をいただいて、国に法律があるわけですが、地方公務員の給料における給与決定の原則という原則がございまして、1に職務給の原則ということで、地方公務員法第24条1項、職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない。また、その2に、均衡の原則ということで、地方公務員法第24条3項、職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならない。こういう地方公務員法があるわけですが、この法律はこの2つの原則が守られているわけですが、市のほうはそれを守られているか、お尋ねいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

これは、人事院勧告によりまして給料を決めておりますので、国公準拠でございますので、2つの原則に従っていると考えております。

#### ○2番（山岡幹雄君）

守られているということであれば、こういうラスパイレスもある程度、愛知県下、下から2番目というのはちょっと不思議でしょうがないんですが、先ほど言いましたように、この地方公務員法24条の1項、職員の給与等を責任に応ずるものでなければならないと規定しています。これは、給与は職員の勤務に対する対価であることを示すとともに、給与は職務と責任に応じ

て決定されなければならないという職務給の原則を明らかにしたものです。また、人事院勧告による国の準拠に従っていけば、ラスパイレス指数ももっと上ではないかと私は思います。

給与の決定に当たっては、職務給のほか職能給、能率給、また年功給、年齢給、生活給などいろいろな考え方がありますが、職務と責任に応じて給与を決定するという趣旨は、先ほど言いました地方公務員法第24条2項の規定により、できるだけ速やかに達成しなければならないとされておりまして。

現行の給与体系もこのような考え方に基づいて形成されているように私はと思いますが、ぜひとも改善をよろしくお願いします。

また次に、平成26年5月14日付で、国のほうが地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が公布されました。この内容は、1、能力本意の任用制度の確立。これは、任用（採用、昇任、降格、転任）の定義を明確にするとともに、職員の任用は職員の人事評価その他の能力の実証に基づき行うものとする。また、2としまして、人事評価制度の導入。職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる人事評価制度を導入し、これを任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とする。また、3としまして、分限事由の明確化。分限事由の一つとして、「人事評価または勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合」と明確にすると。4番目としまして、その他、職務給原則を徹底するため、地方公共団体は給与条例で「等級別基準職務表」を定め、ここでは、等級別に職名ごとの職員数を公表するものとする。この法律を既に実施していると僕はと思いますが、その辺お尋ねいたします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

人事評価制度につきましては、能力評価による人事評価につきましては、平成21年度から導入をしております。そして、業績評価による人事評価につきましては、平成28年度より試行する予定でありまして、評価制度の確立を図ってまいりたいと思います。それによりまして、能力本意の任用制度の確立や分限事由の明確化など、能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図ってまいります。

また、等級別基準職務表につきましては、給与条例の改正が必要となってまいります。準備ができました時点で議案の上程をさせていただきまして、御審議を賜る予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

#### ○2番（山岡幹雄君）

早急に給与条例改正をよろしくお願いします。

それで、ちょっとテレビの画面を見ていただきますと、団体区分別のラスパイレス指数の推移ということで、平成6年から平成25年、一番下の紫色が町村です。25年につきましては95.4、これは全国的です。その上、見づらいんですが、緑色、これは市ですが、平成6年には102.1からいろいろございまして、平成25年の平均は98.5です。ほかの自治体、都道府県、政令指定都市もあるわけですが、こんな表を、全国的にもこういうふうになっておりますので、この表を見ると、やはり職員のモチベーション等が下がるんじゃないかと。要するに、公務の能率の

維持向上が図られるというふうには思われませんが、一応、愛知県下のラスパイレス指数に本来に近づけないか、そういう御尽力、御努力を市長に伺いたいと思いますが、御答弁をよろしくお願いします。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

現状におきましても、愛西市の職員一人一人は、市の厳しい状況を理解して、それぞれがしっかりと努力をしているというふうに思っております。

さきに総務部長が御答弁させていただきましたけれども、ラスパイレス指数の現状につきましては、お答えしたとおりでございます。今後、やはり他の自治体と同じ等級制度を導入している職員との比較をされた場合、愛西市の職員がすぐれていると思われる、感じていただかなければならないということも感じております。

今後につきましては、さらなる職員教育や、個々の職員が自発的に今まで以上に努力をしていかなければならないというふうに思っております。職員がそのように実践していただくことが必要だろうというふうに思っております。そのことによって、愛西市が発展していくというふうに感じておりますので、今後とも職員一丸となって、市政発展のために努力していきたいというふうに感じております。どうぞよろしく願いいたします。

**○2番（山岡幹雄君）**

職員は優秀な方ばかりで、新庁舎ができて、これも新たに愛西市のために御尽力いただくと僕も確信しております。

私が今回伺ったのは、合併して10年間の推移ということで、検証ですね、10年間どういうふうになってきたんだと。6月議会でもちょっといろいろ10年間の経緯について質問させていただきました。今現在、こういうふうになったということは、要するに職員さんもお存じだと思うんですけど、なすすべがないんですわね。人事院がこうだから、こうだと。だけど、他市ではやはりそれなりに、市長さんを含め幹部の方がこれではいけないと、この10年間、平成20年、21年に給料改正をしたにもかかわらず、やはり下から2番目だと。それはやはり10年間はどのようにされたかというのは、やはり検証されて、これを一遍に上げるんじゃなくて、今後この新庁舎ができて、やはり職員が環境づくりのために一生懸命御尽力することをお願い申し上げます。

次に、これも職員のことです申しわけないんですが、愛西市の職員の宿日直と非常配備体制、これを質問させていただきます。

頻繁に警報等がこちらの愛西市に出るわけですが、今年度、既存棟が完成後、宿日直と非常配備体制について、どのように計画があるかをお尋ねいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

まず、宿日直につきましては、愛西市の当直規定に定めがございまして、現状といたしましては、職員が4町村でそれぞれ当直業務に当たっております。

計画では、この統合庁舎の業務開始に伴い、来年4月からは、支所での宿日直は廃止とした

いと考えております。また、本庁舎につきましては、そのまま宿日直は残しますが、時期はまだ決まっておきませんが、将来、業者委託等も含め検討してまいりたいと考えております。

次に、非常配備の体制でございますが、これも来年4月に向けて、今、組織機構の見直しを進めておきまして、今までのように4庁舎にそれぞれ勤務をする職員で構成をしておりました非常配備体制は見直すこととなります。今後、どのような体制にするかはまだ決まっておきませんが、災害の予防や今後起き得るであろうさまざまな災害に対し、的確に対応できるよう職員の非常配備体制の構築を検討していかねばならないと考えております。

## ○2番（山岡幹雄君）

既存棟なり増築棟完成後、いろいろ計画があるということで御答弁ありがとうございました。

建設課と安全対策課が独自で非常配備体制をとっておるということで、ちょっと職員にお聞きしましたら、それぞれ3班、2班に分けて、随時交代して非常配備体制をとっておると。これというのは、職員の負担にならないか、お尋ねいたします。

## ○総務部長（飯谷幸良君）

風水害等の非常配備体制では、建設課におきましては、道路、排水路、河川施設、あるいは農業用施設等に係る被害状況の収集及び応急対策の迅速な対応が必要であり、また安全対策課におきましては、災害対策の総括であるため、それぞれで非常配備体制を編成しています。

暴風警報あるいは大雨洪水警報につきましては、年に数回発令をされますが、建設課、安全対策課の職員につきましては、職務により非常配備体制をとることになりますので、一般の班編成で構成される職員よりは招集の回数が多くなり、その分は負担は大きいと思っております。

## ○2番（山岡幹雄君）

ぜひとも、総務部長さんが負担があるように思えるという御回答をいただいたので、改善されるようよろしくお願いいたします。

それで、職員が宿日直もやり、非常配備につくと。これは例を挙げますと、月曜日に朝8時半に出勤されまして、その日宿直をやると。その日に警報が出ました。いろいろお聞きいたしますと、やはり諸事情の関係でいろいろ連絡があったり、睡眠不足になると。火曜日に出勤いたします、そのままの状態です。火曜日も引き続き警報が出ておりました。建設課、安全対策課の職員がまた夜に非常配備につきます。また水曜日、出勤します。2泊3日ずっとそういう態勢があるように、これは最悪の場合ですが、ちょっと職員に負担のかけ過ぎという場合もあると思いますので、何か対策が必要であると僕は思うんですけど、その辺、御回答をよろしくお願いいたします。

## ○総務部長（飯谷幸良君）

現状では、非常配備についての職員につきましては、その前後、準備もございますので、前後に職務専念義務免除といたしまして、所属長の許可を得て、必要時間数の職務専念義務の免除をとって対応しておるところでございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

職務免除ということはあるんですが、他の自治体を調べさせていただきますと、宿日直を職員



がやっている自治体は数少ないです。それで、ほかの自治体ですと、宿日直を業者に委託をすると。そういうふうにしていただくと職務に専念ができるんじゃないかということで、ある程度連続してやった場合も、ある自治体ですと半日職免があるというふうに、基本はやっぱり体ですので、その辺のことを考慮していただいて、よろしくお願ひいたします。

次に、地産地消について御質問いたします。

近年、急速な食生活の変化や社会構造の変化は、市民の健全な食生活や食文化まで変えようとしております。食は生命の源であり、人間形成の基本です。市民一人一人が主体となって、食と健康との大切さや食を支える地域の力を認識して、愛西市特有の食文化を継承することが心身の健康増進と活気のあるまちづくりにつながると思います。愛西市民が生涯を通じた健康な食生活の実現と活気のある愛西市を次代に継承するためにも、私は皆様方にちょっと資料をお渡ししましたが、条例が必要ではないかと。

先ほど、経済建設部長の愛西市もいろいろ地産地消について多方面に取り組んでいるという御回答をいただきました。さらにそれを推進するために、愛西市もこういう地産地消を推進する条例をつくったらどうかなということで、皆さんに資料を提供しました。

これは鈴鹿市の例を皆さんに配付させていただきました。これは平成23年4月に、すずかの地産地消条例ができたということです。目的は、第1条、この条例は鈴鹿市における地産地消の推進に関する基本理念を定め、生産者、消費者、事業者及び市の役割を明らかにし、安全で安心な農林水産物等の生産及び供給の推進を図ることにより、持続可能な農林水産業を育成し、もって市民の健康的な生活に資することを目的とするということで、条例を定められました。

鈴鹿市の農業委員会では、この条例に基づいて鈴鹿市地産地消推進計画を策定し、4つの目標を立ててみえます。目標1. 「すずか産」農水産物・食品の普及啓発情報の提供、目標2. 直売所、小売店、量販店における「すずか産」農林水産物・食品の流通促進、目標3. 公共施設、家庭等での「すずか産」農林水産物・食品の利用促進、目標4. 「すずか産」農林水産物の生産及び食品加工の振興。この4つの目標を掲げて、市民なり消費者、JA、いろいろなところが一体となって鈴鹿の農林水産物を持ち上げているわけでございます。

市として、やはり条例を掲げて、愛西市も農地が結構ありますし、農家の方の高齢化もあるわけですが、条例の制定は考えがないか、再度お尋ねいたします。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

農産物の地産地消推進条例の策定についてでございますが、他県において先進的な取り組みとして条例を策定し、事業を推進してみえる自治体があることは承知をしております。県内における策定状況につきまして、県に問い合わせをさせていただきました。しかし、県においては、その状況は把握していないということの回答をいただきました。

愛西市におきましては、農業が主要な基幹産業の一つでもありますし、近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや、生産者の販売の多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結びつける地産地消への期待が高まっていることは十分理解はしております。今後とも積極的に取り組んでいきたいとは考えておりますが、条例の策定までには至っていないのが

現状であります。今後につきましては、必要に応じ検討すべきと課題だというふうに考えております。

## ○2番（山岡幹雄君）

必要に応じて検討されるということですが、市長に申しわけないんですが、市長、この愛西市は農業が活性している地域だと僕も思うんですが、いま一度こういう条例の考えがないか、市長みずからちょっと御答弁をよろしくお願いします。

## ○市長（日永貴章君）

それでは御答弁させていただきます。

議員述べられるとおり、食の大切さ、食と健康の結びつきは非常に大切だというふうに私も十分感じております。また、市民の健康増進のためにも、食の重要性はさらに高まってくるだろうというふうに思っております。

愛西市は農地の多い農業の盛んな地域ではございますけれども、高齢化、そして後継者不足などさまざまな課題も多くございます。市といたしましては、現行の各事業を確認しながら、地産地消に今後も努力していきたいというふうに考えております。現状におきましては、議員から御提案があった条例制定については、現状ではまだ考えていないということでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

## ○2番（山岡幹雄君）

ぜひとも条例のほうの制定をよろしくお願いいたします。

次に、安心・安全の関係で3点目に入らせていただきます。

津島署では、ことし既に4名の方が死亡事故で亡くなられてみえます。そのうち3名が亡くなられています。こちらの画面を見ていただきますと、赤い印がことし、昨年、青い印のところは津島署管内1、2とあるんですが、26年にお二人の方が死亡されてみえると。赤い印のところでございますが、勝幡町では80歳の女性の方、藤ヶ瀬町では60歳の女性の方、西川端町では80歳の女性の方、既に3名の高齢者の方が愛西市内で死亡してみえます。3人の方が既に亡くなってみえるということは、非常事態ではないですけど、何か問題があるのではないかと僕は思うんですが、市の対策があるかどうか、お尋ねいたします。

## ○総務部長（飯谷幸良君）

ことしに入りまして、愛西市内で交通死亡事故が3件発生をいたしております。そんな中、4月9日から5月8日まで、また7月23日から8月22日にかけて、交通死亡事故多発に伴う非常事態緊急アピール、そういったものを津島警察署長と愛西市長の連名での宣言を行っております。

市としての対策といたしましては、交通安全につきましては、各庁舎や主要な施設へポスターやチラシの掲示、またホームページによる市民への周知、広報車による広報、また納涼まつりなどにおきましても、場内放送で注意喚起を行っております。

今後におきましても、会議や集会などで交通安全の注意を促すとともに、交通安全啓発活動を継続していきたいというふうには考えておりますし、また交通安全運動期間中でございます

けれども、一斉大監視では街頭啓発活動の実施も予定をしております。

また、高齢者の事故対策といたしましては、シルバー人材センターと協力をいたしまして、自転車シミュレーターを利用した自転車安全利用出張講座を開催したり、また夜間に反射をするテープなど、そういった啓発品の配布もいたしております。以上でございます。

## ○2番（山岡幹雄君）

それぞれ津島署といろいろな団体と啓発はしておるんだと。これは1つお願いなんです、職員の方、事務をやってみる方、市内を回られる方、先日、見越で警察署を呼んで職員の方が振り込み詐欺の関係で研修がございました。その折にも、職員お一人お一人が、その方が交通事故が多いもんですから、自転車等に乗るときに気をつけてくださいと。僕は職員の皆さんに、市内に行かれたときに、声かけ、これは3人の方が亡くなられてみえる年寄りの方が見えて、その人とお話をしたときに、お話をされたらどうかなと。交通事故、気をつけてくださいよと。やはりそういうことを職員が周知徹底、先ほど部長が答弁されたように、いろいろやっていますよはいいいんですわ。だけど、職員が、ことしになってもう既に3人の方が出会い頭か何かわかりませんが、亡くなられてみえます。ですから、職員に市長みずから、市長もいろいろなところへ行かれて、私も聞きました。だけど、職員さんがやはりそういう認識がちょっとないんじゃないかと。やはりそういうことを、自分の家族が万が一事故に遭ったらえらいことになりますので、本当に市民の方がお1人亡くなられることによって、痛ましい事故かわかりませんが、そのような啓発をしてもらうようによろしくお願いします。

次に、これも子供の通学路の関係の安全対策についてお尋ねいたします。

通学路の安全対策について、スクールゾーン（ゾーン30）、ゾーンを決めて、30キロ規制にするということですが、そういう計画は市はないか、お尋ねいたします。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

ゾーン30につきましては、歩行者と車の通行を分けて、通学通園時の児童・幼児の安全を図ることを目的に、小学校や幼稚園などのおおむね半径500メートルの範囲で、公安委員会と市の道路管理者において設定をさせていただくものでございます。

歩行者の通行実態や道路構造、地域住民の意見を総合的に判断いたしまして、車両の通行禁止、一方通行、一時停止、速度30キロ規制などの交通規制を実施するものでございます。

道路管理者が行うものとしたしましては、標識や歩道、路側帯、カラー塗装等の整備を行います。

愛西市においては、現段階では計画はございません。

## ○2番（山岡幹雄君）

現段階ではないと。それで、具体例ですが、勝幡町の駅の周辺はいろいろ整備されていいんですけど、1つの例を挙げさせていただきますと、勝幡の駅以外のところをスクールゾーン（ゾーン30）にできないか、お尋ねいたします。

## ○経済建設部長（加藤清和君）

議員がおっしゃった場所ということの限定ということではありませんが、危険箇所として申

請のあったところにつきましては、教育委員会及び関係機関との合同パトロールの際、現地確認を行い、いろいろな角度で検討を進めたいというふうには考えております。

**○2番（山岡幹雄君）**

ぜひとも、この駅周辺に学校がある場所につきましては、地域の方は、子供さんの通学路ということはよくわかるんですが、やはり雨が降りますと、送迎者の方、この地域の方以外の方がその駅に送迎されます。朝は時間が限られておりますので、やはり抜け道、早くそこへ行かなければならないということで、やはりそういう対策も必要かと思っておりますので、地域の方はそういうスクールゾーン（ゾーン30）というのは認識するんですが、やっぱり地域以外の方がそちらにお見えになるということの規制を協議してやっていただきたいと思っております。

それで、平成24年度、文部科学省から通学路の交通安全の確保の徹底について緊急にあったわけですね、いろいろな事故があつて。このときに、愛西市の教育委員会はどのように報告したかお尋ねいたします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

平成24年度の通学路におけます緊急合同点検につきましては、各小学校に危険箇所の抽出の依頼をかけており、教育委員会、そして道路管理者、建設課でございますけれども、それと警察、海部建設事務所で合同点検を実施いたしました。

その結果でございますけれども、13校の学校で91カ所の危険箇所を報告いたしました。そのうち平成26年度末現在で対策済みが79カ所、今年度の対策が12カ所でございます。合同点検につきましては、引き続き実施をしてまいります。以上でございます。

**○2番（山岡幹雄君）**

御答弁ありがとうございます。

それでちょっと聞くんなんですが、この24年度、文部科学省に報告した危険箇所というのは、どいうのが危険場所なのか、ちょっと具体的にお答えください。

**○教育部長（石黒貞明君）**

危険箇所についてでございますが、スピードを出した車の通行量が多い通学路、そして道路幅の狭い通学路、柵のない用水路沿いの通学路や横断歩道のない交差点でございます。

**○2番（山岡幹雄君）**

24年に調査し、実施されたところが全部やってあるかなあと思ったら、まだ数カ所やっていないと。これは、万が一事故があつたらどうされるのかなと思うんですけど、なぜやられないのか、できないのか、その辺ちょっと御回答をお願いします。

**○教育部長（石黒貞明君）**

御質問の関係でございますけれども、下水道工事があつた関係で、今年度にカラー塗装を施行する場所もありますが、残りの12カ所につきましては、今年度中に全て対策を行いたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

**○2番（山岡幹雄君）**

夏休みも終わりました、小さい子供さんは夏休みの休暇が残っておる状況だと思っておりますので、

早急に残された危険箇所を工事していただくようお願い申し上げます。

次に、これは空の関係になるんですが、海津のほうに木曽川滑空場ということで、グライダーの離着場があります。それについてちょっとお尋ねいたします。

これは、数十年前に日本学生航空連盟が木曽川滑空場の占用申請に、平成27年1月9日付26愛西総第280号にて、この滑走路の使用に関しては愛西市が同意しています。この同意について、どのような内容に対して同意をされたのか、お尋ねいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

これにつきましては、平成26年の12月25日付で、公益財団法人日本学生航空連盟から岐阜県海津市日原地先のグライダー訓練場施設設置に対する同意の依頼がございました。

これは、国土交通省にグライダー訓練所の占用許可を申請するに当たりまして、近隣市の同意が必要なためでございます。5年ごとに更新ということで、過去からも同様な同意をしております。今回もグライダーの練習場設置について同意をいたしました。

その内容といたしましては、関係法令の厳守と危害予防に万全を期すこと、また万一事故及び被害発生の際には、当事者間において誠意を持って解決されるよう、そういったことを明記をいたしまして、同意をしております。

**○2番（山岡幹雄君）**

同意をされたということで、いろいろ理解はしてみえるということで、それで、グライダー、過去に事故があったか、仮にあった場合に、市の対応はどのようにされるのか、お尋ねいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

グライダー事故につきましては、日本学生航空連盟に確認をいたしましたところ、これまで起きていないということでした。

そして、もし事故が発生した場合にはどうするかという御質問でございますが、同意書に記載のとおり、当事者間で解決されることと思っております。以上でございます。

**○2番（山岡幹雄君）**

このグライダーの事故、最近ちょっと頻繁に事故がありまして、5月30日に北海道でグライダーが墜落し、死亡事故に至ったと。皆さん御記憶に新しいんですが、調布市の小型旅客機が民家に突っ込んだと。これは1人の方がお亡くなりになられたと。それで、この飛行区域が愛西市、海津市含めて、お聞きしましたところ、グライダーは1日に60回飛ぶ場合もあると。それで、きょうびいろいろな方がお見えになりますので、気分が悪くなったり、ひょっとして墜落する可能性がある。そういうことで、琵琶湖河川事務所でグライダーの滑走路利用に関する河川保全利用委員会を開催しまして、守山市、野洲市が、いろいろ市民の方が協議のほうをお願いしておるといふ経緯があります。これは事故があつてからではいけないので、琵琶湖河川事務所では、河川保全利用委員会を開催しまして、地域の方と協議をしているわけですが、木曽川下流河川事務所にそういうことを要望できないか、お尋ねいたします。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

木曾川下流河川事務所へは、意見としてはお伝えをさせていただきますが、要望につきましては、現時点では考えておりません。以上でございます。

○2番（山岡幹雄君）

やはり事故はどういう場合に起きるかわかりませんので、要望のほうをお願い申し上げまして、本日の私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

2番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は、11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位2番の3番・近藤武議員の質問を許します。

3番・近藤武議員。

○3番（近藤 武君）

議長のお許しをいただきましたので、発言通告書に従って、発言させていただきます。

それでは、大項目の1つ目、愛西市の公共施設、学校施設の現状について、小項目の1つ目として、体育館の非構造物の耐震性について、お伺いいたします。

現在、文部科学省は平成23年3月に発生した東日本大震災後に、構造体のみならず天井材や照明器具、内外装材の落下など、致命的な事故の起こりやすい屋内運動場等の天井等落下防止対策を進めてきています。

文部科学省が2015年6月2日に発表した全国の公立小・中学校の耐震化調査で、体育館等のつり天井の落下防止対策がまだまだ進んでいない実態が明らかになりました。

全国でつり天井がある学校施設は6,422棟で、このうち7割以上の4,849棟が落下防止ネットを設置するなどの対策を施していません。都道府県別では、愛知県は411棟で、全国の中で最も多い自治体でもあります。愛西市も対策がされていない施設を保有している自治体であり、今回の佐織中、佐織西中、八開中、立田中の4つの体育館の非構造物耐震工事に取りかかることとなった現状があります。

議会での27年度予算説明の中で、災害時の第1次避難場所としての機能や緊急性を重視して、この4中学校が選ばれたことは理解できます。しかし、学校での授業、行事、部活動において、この工事の工期の長さから、かなりの支障が出てくることは明らかであります。このことに対しての行政、学校、保護者、児童との連携はとれているのか、行事や部活動への影響はどうかお答えください。

次に、ことし大治町立大治西小学校の体育館で、天井の吹きつけ材が5月18日の夜と19日の昼間に落下した事故が起きています。落下した吹きつけ材というものは、昨年、つり天井落下の危険性が高いという指摘の対応として、つり天井の撤去後に吹きつけ材へと施工されたもの

でありました。

吹きつけ材自体は、発泡スチロール状の軽い材質だったというが、けが人が出なかったことが唯一の救いだと考えております。このような事故を教訓に、工事を愛西市としてはされたいと思いますが、市としてはどのような工事をするのかお尋ねいたします。

次に、小項目の2つ目、愛西市のプールに対する方向性についてであります。

平成23年度から塩田センターの取り壊しに伴い、佐織地区の緑園プールが休止。そして昨年、佐屋プールが漏水と老朽化により使用ができなくなりました。ことし佐屋小学校で、急遽プールの漏水により使用が不可能になり、突然の出来事で学校側、保護者、児童はどうなっていくのだろうと不安を感じられたことだと思えます。

そこで、5点ほど質問させていただきます。

今回、佐屋小学校のプールで、いつ、どのようなことが起きたのか。

市内の学校プールの維持、管理をどのようにされているのか。

プールに対しての国や県からの指導、規定はあるのか。

佐屋小学校のプールの漏水に対し、保護者からの意見、要望はあったのか。あれば、件数や内容がわかればお聞かせください。

一番重要なところであると思えますが、今シーズンの佐屋小学校児童のプール授業はどのように行われたのかお聞かせください。

次に、大項目の2つ目として、小・中学生の通学時の安全教育についてであります。

学校教育の中で、年間を通してどのように通学時の安全教育が行われているのか、またその教育は守れているのか、また、小・中学校での市からのヘルメット配付はされているが、いつから始まったのか、合併前の状況も含めてお伺いいたします。

以上、それぞれの御答弁よろしくお願いたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは順次、御答弁申し上げます。

愛西市につきましては、文科省で指摘されております200平米を超える、また高さ6メートルを超えます大規模空間にあるつり天井等を保有する小・中学校施設が多くあります。児童・生徒の安全はもちろんのことでありまして、避難所施設の機能維持のため、耐震対策が急務となっておりますのでございます。

また、第1次避難所となっております中学校屋内運動場を第一優先先といたしまして計画を立て、立田、八開、佐織、佐織西中学校の屋内運動場から工事を進めさせていただきますが、工期が4カ月程度必要になると予測がされているため、計画段階で事前に各学校へ工事予定のお知らせを行いまして、さらにクラブ活動、学校行事等にも支障がないよう、各学校から工事可能期間の聞き取りを行った上で、工期期間の決定をさせていただいております。

しかしながら、長期間の使用禁止におきましては、授業、クラブ活動への影響は少なからずあるため、近隣小学校の体育館等を借用していただくなど、他の学校の協力も得ながら、できる限り運営に支障がないよう、工事を進めたいと考えております。

今後も同様な工事を計画しておりますが、学校と連絡を密にとりながら、運営に支障がないよう進めていきたいと考えております。よろしく願いをいたします。

また、施工方法でございますが、つり天井撤去後の屋根裏に断熱材を吹きつけるのではなく、文科省が技術基準で認めております、1平米当たり2キログラム以内の耐震性のある軽量の断熱ボードを設置する工法であります。吹きつけ材とは異なるため、通常時の落下の可能性はないものと考えております。

次に、プールの関係でございます。

愛西市の現状でございますけれども、一般的なプールの耐用年数は約30年と言われておりますが、小・中学校のプール施設は昭和48年から平成12年までに建築されたものがあり、今回、漏水が起きました佐屋小学校に関しましては、昭和49年に建設されたものになります。平成に入り建築された施設も7施設ございますが、それ以外には市内に30年から40年を経過している施設となります。

いつ、どのようなことが起きたかでございますが、使用していない時期につきましては、学校のプールは防火用水としての役割があるため、水を張った状態になります。そして、使用開始前に水抜きを行いまして、清掃し、点検を行い、水入れを行うわけでございますが、今回の漏水につきましては、水入れ前に漏水は発見されませんでした。6月9日の水入り後の6月15日に排水管と思われる漏水が発見され、学校と協議の上、使用を中止にいたしました。

次に、維持管理の方法につきましては、各学校プールの使用開始前には国が示しておりますプール安全標準指針にある自己点検表に基づきまして、排水口の安全点検、プールサイド等の点検を行い、児童・生徒の安全を第一に、施設に問題はないか、プール管理者、衛生管理者の確認のもと、使用をしております。また、安全衛生管理の面から、年1回の保健所の全小・中学校プールの巡回による検査も実施されております。

文科省が定めます学校保健安全法に基づきますが、国としてプールの安全標準指針、県としてのプール条例があるため、児童の安全が第一と考え、その管理方法に基づき、維持管理を行っております。また、年1回の保健所の巡回による検査もあり、その中で指導もございます。

次に、保護者等の問い合わせはということでございますが、直接お聞きしました意見につきましては2件ありましたが、学校からも受けた意見として1件ございました。合計3件ということでございます。内容でございますけれども、漏水の原因や、今までのプールの管理の仕方、そしてプール改修の予定や再開の時期はどうなるか等のさまざまな御意見を頂戴しております。

次に、佐屋小学校の児童のプール授業につきましては、近隣小学校である佐屋西小学校、市江小学校、立田南部小学校の3校のプールを利用し、2時限を1回といたしまして、6月末から7月上旬にかけて実施をいたしました。1日を3回に分けて4日間、各学年2回ずつ行う計画を立てて、当日の天候によりましては、一部中止した日もございますが、結果といたしましては、各学年2回程度プール授業を実施することができました。

次に、小・中学生に対する通学時の安全教育ということでございます。

各学校におけます交通安全教育につきましては、児童・生徒の交通安全を推進するため、年



間を通じ、あらゆる機会と場において指導の徹底に努めております。

特に、年度初めの4月、5月ごろにおきましては、小学校では交通安全教室等を開き、スクールガードや交通指導員、PTA役員の方々、そして警察署の方の御協力を得て、低学年では実際に学校周辺の通学路を歩いて交通ルールの確認をしております。

交通安全教室などの大きな教育の場は年1回程度でございますが、学級活動の時間や登下校時、通学団ごとの担当教諭からの安全指導など、随時交通安全指導をしております。

中学校の指導につきましては、いろいろございますけれども、例えば、年度初めには警察署の方に来ていただきまして、交通安全の講話を聞いたり、教員よりヘルメットの着用の徹底を指導したりをしております。また、随時でございますけれども、教員により校区内の通学路現場での適切な安全指導も行っております。守られていくために、繰り返し継続して指導に当たっております。

次に、ヘルメットの配付でございます。これはいつからかということでございますけれども、大変申しわけございません。いつから配付が始まったかはちょっと不明でございますので、ただ合併前の状況としましては、通学時の使用に関係なく全学校に配付をされておりました。以上でございます。

### ○3番（近藤 武君）

それぞれの御答弁ありがとうございました。

それでは、それぞれの項目について再質問をさせていただきます。

最初に、学校施設について。今回、工事を行う4つの中学校の行事、部活動など近隣の小学校や総合体育館を指定管理者と通して借用するとありますが、工事や部活動の種類によってはフォローするにはかなり難しい現実があります。

また、小・中学校の体育館は現在、夜間や休日のあいている時間を利用して、市民や各種団体に貸し出ししている現状もあります。特に、各種団体は使用する場所、時間など一定の周期で利用している現状があり、その中で中学校の施設を定期的に利用している各種団体はどれくらいあるのか。

また、6つの中学校から2つの中学校しかできなくなる状態で、明らかに困っている方々が見えます。その団体等に対して、きちんとした説明がされたのか。そして意見、要望などがあったのか。

また、影響のない各種団体に対しても今回のことを理解していただき、限られた施設を譲り合って使用できるようなのかお尋ねいたします。

### ○教育部長（石黒貞明君）

中学校施設を定期的に利用してみえます各種団体につきましては、53団体でございます。工事に伴いまして、6中学校から2中学校になる件は、指定管理者より6月より書面にてお知らせをしております。随時、口頭にて説明もさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。

また、特に意見、要望などは聞いてはございません。

それと、限られた施設を譲り合っただということでございますけれども、工事期間中における施設の振り分けにつきましては、現段階で市と指定管理者と定期利用団体で調整をしており、現状ではあいている施設及び時間帯に振り分けており、できる範囲で要望等に沿い、要望に沿えない部分については御理解をいただいております。以上でございます。

### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございます。

今回、緊急性を重視して選定された体育館が地域的に偏ってしまった現状があります。来年度も工事を行う予定地域が集中していることもあります。学校側の意見を少しお聞きしましたが、工期の長さから、時期を選定するのにかなり苦労していると聞いております。

体育館の非構造物耐震工事について、同地区での改修工事を同時期に施行しないようにできないのかお尋ねいたします。

### ○教育部長（石黒貞明君）

年度内に同地区での改修工事が同時期に集中しないよう、早い時期に学校と調整をさせていただいて、できる限り支障が出ないように進めてまいりたいと考えております。よろしく願いをいたします。

### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございます。

体育館の非構造物耐震工事の必要性は、東日本大震災など大きな災害が発生したときに、2次の災害が起き、注目されたところでもあります。

国からの指導もあり、学校施設の中でも重要な施設である体育館の非構造物耐震工事をすることは、とても重要なことであると思います。しかし、体育館を使用できなくなることは、教育現場としてはもちろん、その施設を有効に活用していただいている市民の方々、起こってはほしくないのですが、災害時に緊急避難所としての機能を持っているものでありますので、その施設の地域の皆様にも幅広く早い段階で周知していただきたいと思います。

そして、耐震工事自体は確実に安全に、そしてソフト面にも配慮して、これから進めていただきたいと思います。

次に、小項目の2つ目の愛西市のプールに対しての方向性について再質問をさせていただきます。

今回、佐屋小学校プールで起きたことは学校側にも私自身お聞きいたしました。通常の手順でプール授業が行われるように準備を進めていて、初日のプール授業前に水位が落ちていることに気づき、漏水が疑われ、後日排水管からの漏水がわかったとお聞きしております。

プールの維持管理のされ方や、国や県からの指導規定はおおむね理解させていただきました。また、プールの漏水に対しての意見といたしましては、児童のほうから市のバスでほかのプールへ移動させていただき、ちょっとした遠足みたいでプール授業が楽しかったという声もいただいたと学校からも聞いております。また、今回の佐屋小学校プールが使用できない状態で、プール授業を市や近隣の小学校の協力のもと無事に終えられたことはとてもよかったことだと

思っております。

そこで再質問といたしまして、過去から現在に至るまでの小・中学校でのプール授業の年間授業数の推移や規定、そしてプール設置の規定があるのかどうかお尋ねいたします。

また、夏休み期間中の各学校のプール開放について、開催日、期間に対する規定があるのか、そしてプール開催はどのような形で行われているのか、お尋ねいたします。

### ○教育部長（石黒貞明君）

プール授業の数につきましては、小学校・中学校、学校教育課程案、これは地方教育事務協議会が発行しておりますけれども、それにおいて基準の時間数が示されております。小学校・中学校、学校教育課程案には、4年に1度の教科書の採択の際に変更がされます。

小学校につきましては、平成27年度更新されており、中学校は平成28年度更新予定でございますが、小学校につきましては平成23年度、平成27年度変更なく、1年生が9時間、2年生から5年生までが10時間、6年生が8時間でございます。中学校につきましては、平成21年度、24年度、1年生、2年生はともに8時間となっております。3年生につきましては、平成21年度が10時間、平成24年度が8時間で2時間減少となっております。

学校におけるプールの設置規定でございますが、これにつきましては小学校設置基準第10条に定められております施設は体育館のみで、プールの設置に関する規定はございません。中学校につきましても、同様でございますが、中学校設置基準の第10条に定められている施設につきましては体育館のみで、プールの設置に関する規定はございません。

また、プールの設置の際につきましては、愛知県のプール条例に従い、設置をしています。

また、夏休みのプール開催の件につきましては、開催している学校としていない学校がございます。開催日数、期間に対する規定は特には設けておりません。昨年状況でございますけれども、夏休みのプール開催の対象は在校生のみで、その際の管理は授業と同じ学校の先生が行ってまいります。そして、中にはPTA・保護者の方々が登下校の付き添い、並びに監視員として協力する場合もございます。以上でございます。

### ○3番（近藤 武君）

それぞれ御答弁ありがとうございます。

私自身の個人的な見解かもしれませんが、今学校教育の中で、昔に比べるとプール授業数の減少と重要度が変化してきているようにも思えます。また、プール設置の規定として、以前は1校1プールを推奨していましたが、現在は地域の環境により地域差が減り始めてます。

我が愛西市も、佐織中学校にはプールがなく、佐織中生徒が北河田小学校へと移動してプール授業を行っている現状があります。佐屋小学校のプールは、現在休止している佐屋プールの漏水と違い、修繕して来シーズン使用できるように準備、整備をしていくということもお聞きしております。

しかし、市内の学校プールのそれぞれの耐用年数を考えると、これからの修繕、改修だけでは対応できないことも出てくると思われれます。今回の佐屋小学校プールの漏水の件は、これからのプール施設のあり方を考える機会となり、子供たちの未来を考えた上で行政運営をしてい

ただきたいと思います。

また、各学校プールの開催の件では、おおむね7月までで行われまして、保護者の協力や御理解のもと先生方の力もおかりして、ほとんどの小学校で行われていることは子供たちにとってとてもよいことではないかなと個人的にも思っております。

次に、質問させていただきますが、佐屋プールの休止に伴うアンケートをもとに、今年度初めて佐屋西小プールにおいて、8月4日から20日まで小・中学生に対しての開放プール授業を行いました。その状況はどうだったのか。また、休止している佐屋プールの今後の方針をお尋ねいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

今回の佐屋西小学校で開催をいたしました夏休み学校プール開放につきましては、市内の小・中学校の児童・生徒を対象に無料として広報に掲載し、お知らせをいたしております。

8月4日から8月20日までの17日間で、最高利用者数につきましては8月5日の27名、最小利用者数につきましては8月13日と17日のゼロ名、合計利用者数は205名ということでございました。

佐屋プールの今後の方針ということでございますけれども、今回の学校プール開放を踏まえまして、アンケート結果や市の財政面と他市の状況などを総合的に考えますと、改修に高額な費用が必要になることはもとより、漏水箇所が特定できない現状では、改修を行ったとしても完全な修復を見込めないことから、再開は考えておりません。以上でございます。

#### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございます。

今回の開放プールの実績をもとにしていただきまして、これから子供たちのために、次へとつながる授業をしていただきたいと思いますと思っております。

プールに関連した質問は最後にしたいと思いますが、今後、休止している佐屋プール施設をどのように取り扱っていくのか。今のままでは建物の老朽化も含め、防犯上もよくないと思いますが、どのようにお考えか市長にお尋ねいたします。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

佐屋プールの概要につきましては、旧の佐屋町時代の昭和57年に竣工を迎えまして、平成25年まで30年以上にわたりまして、利用者の方々に有効的に利用していただいた施設でございます。利用者につきましては、市民の皆様方を初め、市外の方の利用も大変多く利用していただきまして、近年では全体の約4割の方が市外の方々の利用だったということでございます。

維持管理につきましては、耐用年数が約30年ほどと言われておりまして、佐屋プールにおきましては30年以上利用されまして、御承知のとおり平成25年の年末に漏水が発見をされ、その後原因究明を探るとともに、アンケート調査も実施をさせていただきました。

今後、佐屋プールを存続するためには、先ほど教育部長からも御答弁させていただきましたが、大規模な改修や施設の環境整備などが大きな課題となっております。またアンケート結

果からも、佐屋プールへの関心の低さや改修に伴う財政面への懸念などがわかってまいりました。これらの結果、今後、学校プールの開放、民間施設の利用などプール事業を検討していくこととなり、佐屋プールの今後の再開は考えていないということでございます。

施設としての佐屋プールにつきましては、現状のまま長期間放置していくことは、環境衛生上はもちろん、議員おっしゃられるとおり、防犯上の観点からも好ましくないというふうに思われます。今後におきましては、解体を含め方向性を十分に検討し、結論を示していきたいというふうに考えております。以上です。

### ○3番（近藤 武君）

市長、御答弁ありがとうございました。

ぜひ、市民の皆様と市とがきちんと理解できるような状態で進めていただきたいと思います。

次に大項目の2つ目としまして、通学時の安全教育について幾つか再質問させていただきます。

通学路の決定、そして安全対策はどのように行われているのか。

次に、通学時の安全対策の一つとして、ヘルメットが配付されているが、配付の目的や意義、また通学用徒歩なのか、自転車用なのか、またヘルメット着用に対してどのように指導されているのか、それぞれお尋ねいたします。

### ○教育部長（石黒貞明君）

まず1点目でございます。通学路の決定、そして安全対策はということでございます。

通学路につきましては、毎年変化するものではなく、学校、地域が安全と考えた通学路が使われております。しかし、危険箇所がないかを通学団担当を中心に年数回、通学路を点検しております。危険が認められ、変更を支障がある場合につきましては、学校から教育委員会へ届け出るようになっております。

2点目でございますが、通学時の安全対策ということでヘルメットの配付ということでございますが、子供を通学時の交通事故から守り、安全を確保するため小学校は徒歩で通学する児童に、中学校につきましては自転車通学をする生徒に対し配付することを目的にしておりますが、現在ヘルメットを通学で使用している学校は、着用に対して指導しておりますけれども、通学に使用していない学校につきましては指導はしておりません。

次に、ヘルメット着用に対し、どのような指導がされているかでございます。

ヘルメットにつきましては、自分の頭を守るものでありまして、いざというときに衝撃を吸収してくれるものであることを理解させ、あごひもをしっかりするなど、ヘルメットの正しいかぶり方を指導しております。

### ○3番（近藤 武君）

今まで質問させていただいたことは、私自身も各小学校を中心に現状把握させていただきまして、学校側からもいろいろなお話を聞かせていただきました。

その中で、通学路に関しましては、学校の先生方や保護者、地域の皆様の御協力のもと、できる限りの改善をしながら児童の安心・安全な通学路環境をつくっていただけていると思いま

す。しかしながら、地域的に難しい小学校があることも現在わかってまいりました。このような課題には、行政として積極的にかかわっていただきたいと思っております。

次に、ヘルメット使用状況ですが、大きく2つに分かれています。

今現在、学校の登下校時に夏場の6月から9月を除いた全ての時期にヘルメットの着用をしている小学校は5校で、ヘルメットを使用せず帽子を着用している小学校は、福原分校を含め8校あります。

中学校に関しましては、自転車通学が主なので、自転車ヘルメットを全てに配付し、着用している現状があります。小学校に配付しているヘルメットは、通学が徒歩なので自転車用ヘルメットではない現状もあります。

そこで再質問といたしまして、通学時にヘルメットを着用していない小学校は、徒歩での着用指導ができにくいという声も学校側からいただいているが、この子供たちの安心・安全を考えて、より強い指導が必要ではないのでしょうか。

また、実情に合った配付にこれからなっていくのでしょうか。お尋ねいたします。

### ○教育部長（石黒貞明君）

現在、小学校におきましては、通学にヘルメットを使用していない学校があり、実情に合った配付をするべきと考えております。

また、保護者、学校より登下校時においてヘルメットを使用するとの声が上がってきた場合につきましては、配付について検討する余地はあると考えております。以上でございます。

### ○3番（近藤 武君）

ありがとうございます。

来年度から実情に合ったヘルメットの配付になると、通学時のヘルメットの着用がない小学校の児童は市からの配付がなくなってしまいます。

今、小学校では、配付されたヘルメットを使用して、自転車乗車時の交通安全指導を行っております。また、災害時の防災用としても活用できる状態でもあります。

平成20年6月1日の道路交通法の改正により、道路交通法第63条の11で13歳未満の小児が自転車を運転する際に保護者はヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないとあります。市から配付されたヘルメットを活用している小学校の現状もあります。しかし、小学校で配付しているヘルメット自体、中学校で配付している自転車用ヘルメットとは違い、徒歩通学用としてのヘルメットであります。自転車用としての強度があるとは言えない状態であるのは現状であります。

現在、小学校での自転車教育の中で、配付されているヘルメットを利用されていますが、学校側も保護者にも徒歩用であることをこれから理解していただき、通常的生活の中で、自転車の乗車時のヘルメットとして、使用してはいけないのではないのですが、強度的なことも理解していただき、ヘルメットの指導を今後考える時期ではないかと思っております。

また、ヘルメットの配付がなくなる小学校でも、これから子供たちの安心・安全を考えていただき、学校の登下校時に必要となればヘルメットの配付も検討していただけるという方針で

はあるので、市は学校と保護者と連携をとり合い、児童の安全を最優先に進めていただきたいと思えます。

最後に、今回学校にかかわることを中心に一般質問をさせていただきましたが、学校施設というのは地域のコミュニティーの重要な拠点であり、学校は子供たちが学び育っていく大事な環境の場でもあります。これからの愛西市における行政運営の中でも重要な部分だと思っております。今後、学校にかかわる重要な問題も幾つか出てくると思われそうですが、愛西市の未来を見据えた中で、よりよい決断をされることをお願いして、私の質問を終わりとさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鬼頭勝治君）

3番議員の質問を終わります。

ここでお昼の休憩をとります。再開は13時30分といたします。

午前11時54分 休憩

午後1時30分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

お昼の休憩を解き、再開をいたします。

次に、質問順位3番の1番・大野則男議員の質問を許します。

1番・大野則男議員。

○1番（大野則男君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきたいのでよろしくお願いをいたします。

質問の前に、前回もお願いしました。質問させていただいた中で、私には市民の皆さんに説明する義務があります。的確に回答をお願いし、始めたいと思えます。

まず、大項目1といたしまして、入札と随意契約についてです。

入札は、一般競争入札、指名競争入札、それと少し特殊性の随意契約の市の全体での個々のパーセンテージはいかがでしょうか。少しそんなことをのぞくと、競争入札と指名競争入札に問題はない気がいたしました。しかしながら、随意契約を中心にお尋ねいたしたいと思えます。

今回、私、ある契約で不信感を少しのぞいたらありましたので、随意契約について中心にお尋ねしたいと思えます。また、随意契約での留意すべきことも含めお聞きをさせていただきたいと思えます。その際に、入札方法を決められた場合、どのような基準で振り分けられておられるのかをお尋ねしたいと思えます。

今回の随意契約で、検診事業の事業者変更をされ実施されました。そこでまず、事業者決定に当たってのこの事業の経緯と今までの事業成果をどのように考えておられるのか。2として、事業者変更に当たって、市としてのルールはどういう形でなされておられるのか。そして、事業を随意契約で契約された理由をお尋ねしたいと思えます。また、変更後の事業者に対して問題はなかったか、まずはお尋ねをいたしたいと思えます。

そして、大項目2といたしまして、これからの地域の姿はといたしまして、幾つかお尋ねを

いたしたいと思います。

まず1として、地域内要望を受けて、市としてどのように精査をされて地域代表に話をされておられるのか。優先順位も含めて、事業内容を含め精査して地域代表の方々に話をされておられるのか、そこら辺のところをお尋ねしたいと思います。今回、市民の方から、毎年地域代表に話をしておいて要望をしておるが聞き入れていただけないとの相談に来られた案件もあります。私は、この件も幾度となく、一般質問でもいろんな観点の中で、地域要望で一番大切なのは市としてどう考えているんだという質問もさせていただいております。

そんな中で、執行部、事務方の話を聞かせていただくと、地域住民が2番手で、地域代表が1番、こういう話が常に出てまいります。これはおかしい、おかしくありませんか、そんなことから質問をさせていただきたいと思います。

そして、その中でもう1つ、これも今回幾度となく質問をさせていただきました。防災対策であります。これは、市長が常にお話をされておられる自助・共助・公助の中で、市長を初めとする事務方としての役割と責任、我々議会人としての役割と責任、そして住民代表としての役割と責任、最後として市民の方々の役割と責任、これおのおのがあるのは間違いない事実でもございます。そんなところを、市としてどうそういう人たちにきちっと話をされていかれるのか。

今回、永和学区でも防災訓練を実施していただきました。内容については、第1回目なのでいろんな問題があったかと思えます。しかしながら、その中で、市としてこの教訓をどう生かしていくのか、そんなことを精査させていただきたいと思います。

以上、統括質問を終わりとし、残りを再質問、再精査をさせていただきたいと思います。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうから、契約の割合について答弁させていただきます。

26年度のそれぞれの件数と割合は、一般競争入札で17件、全体の2%であります。指名競争入札のほうで112件で全体の16%であります。随意契約が574件で全体の82%です。

なお、随意契約の件数に関しましては、規則で定められている金額以下の契約を含んだ件数でございます。以上です。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、私のほうからは4点ほど御回答をさせていただきます。

まず1点目でございますが、事業者を決定するに当たって、この事業の経緯と今までの事業成果をどのように考えているのかということに関しましては、愛西市は市町村合併後、平成26年度までの10年間、同じ事業者で1社、随意契約で集団健診業務を委託しておりました。平成26年度に、次年度以降の集団健診業務の委託内容について確認しましたところ、愛西市が要望する内容を実施するには、現在の事業者の体制では受託が困難であると言われました。平成27年度から、他の事業者を含めた中で委託先を選定する必要が生じてまいりました。しかし、10年間同じ事業者で委託していたことから、健診結果の経年比較ができるなど、前回の健診受診以降の体の変化を早期に発見できる利点もございました。



次に、2点目としまして、事業者を変更するに当たっての市のルール、それからこの事業を随意契約で契約した理由ということでございますが、今年度の事業者につきましては、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約に従いまして手続をさせていただきました。

随意契約をした理由につきましては、集団健診業務の契約には、能力、その他、複数の条件を満たすことが必要であります。さきに述べましたように、平成26年度の委託業者から次年度の契約が困難であると、受託できない可能性がある旨の申し出があった時期が遅く、プロポーザルによる事業者選定では健診車の確保が間に合わない時期でもございましたし、平成27年度は随意契約ですということに決めたわけでございます。

次に4点目でございますが、変更後の事業者に対して問題はなかったのかということでございますが、委託の事業者が変わったことで、スタッフにつきましては受診者への対応が丁寧であると、会場内での誘導が適切であるなど、お褒めの言葉をいただいております。一方、診察に携わる医師についてでございますけれども、集団健診の特性上、受診日ごとに違う医師が診察することとなっております。医師につきましてはの意見としましては、丁寧な診察をされ、どこの医者なのか紹介してほしいという意見が2件、反対に、言葉がけが少なく、診察が早く、丁寧ではないために不安を抱かれたという意見が1件ございました。受診者への結果通知につきましては、通知の到着時期を3から4週間で予定をしておりましたけれども、健診結果のデータ入力に時間がかかったために、最初の6月に健診を受診された方への通知がおくれたという状況になってしまいました。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

地域内要望の地元総代さんからの要望につきましては、その順位をもとに現場確認をさせていただいております。工事の施行場所を決めさせていただいた後につきましては、総代さんに報告をさせていただいております。次に、地域の方々の要望を地元総代さんが取りまとめられ、市へ優先順位を決め、要望されているものだというふうに確認をしております。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、私のほうからは、地域で取り組む防災対策についてお答えをさせていただきます。

地域で取り組む防災対策につきましては、大災害が発生した場合、行政の対応については限界がございます。そこで、自分たちの地域は自分たちで守るといった意識を持っていただき、お互いに協力し合いながら防災活動を組織的に取り組んでいただき、地域の実情に合った防災対策をとっていただきたいと思います。以上でございます。

市といたしましては、地域の方が防災に関する知識を持っていただくよう、今後も意識啓発を進めていきたいと思っております。そして、地域防災力の重要性が高まっている中で、地域防災の中心的な役割を担っていただく防災リーダーの養成が必要であると思っております。この防災リーダーの育成につきましては、毎年海部地方防災リーダー養成講座を海部地区の市町村が合同で開催をしております。愛西市といたしましても、広報、あるいはホームページで受講者の募集を行っております。

また、あいさい出前講座の中で、自主防災会についてということを目題といたしまして実施をしております。申し込みをしていただければ、地域へ出向きまして、自主防災会の活動について説明をさせていただいておりますし、今後も助言や支援を積極的に行っていきたいと思っております。以上でございます。

#### ○1番（大野則男君）

いろいろ一辺倒の御答弁、ありがとうございました。

それでは、再度、中身について検証を少しさせていただきたいと思います。

まずは契約なんですが、基本的には入札も含めて、いろんな形の市が行う業者との契約方法であるかと思うんですが、そこで今回の事業で随意契約にされた理由、先ほども少し話がありましたけれども、それをもう一度御確認をさせていただきたいのと、随意契約にする、入札にする、一般競争入札、指名競争入札、これをどういう基準をもって、何を市としてのルールとして、これは入札で行く、これは指名競争入札なんだというふうに取り決めをされておられるのか、そんなところを再度お聞かせ願いたいのと、契約を随意契約でやるには、どういうルールが必要なのか。随意契約とは、こんなルールがあって、こんなルールの基準のもと随意契約をしていくんだと。一つのルールが間違いなくあるはずなんで、そのルールも含めて、まずはお尋ねをしたいと思います。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

まず、随意契約の理由でございますけれども、健診業務につきましては、その内容が検査を実施したり、判定をしたりするものの専門性とか技術力、検査機器の精度及び集団健診としての精度を保ちながら、効率的に実施するということが問われているわけでございます。そのようなことから、随意契約の規定では、目的が競争入札に適さないものにつきましては随意契約でできるという規定に基づきまして実施したわけでございます。以上でございます。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

それでは、私のほうから、競争入札に関するお話をさせていただきます。

基本的に、契約に関しましては、指名競争入札をする必要があります。しかしながら、その契約の内容により、指名競争入札に適さないものもあると考えられるため、基準金額を超える金額であるが、入札をせずに随意契約をすることも可能であると考えております。

続きまして、随意契約の関係ですけれど、地方自治法の施行令第167条の2第1号から9号までに該当すれば適用することができます。以上であります。

#### ○1番（大野則男君）

ありがとうございます。

今るるお話がありました。随意契約はいろんな条件があって、少額の、例えば物件でいうと、市町村でいうと40万以下のものであれば随意契約はいいよという一つの規定、工事、また製造、この金額でいうと130万、そんなことが例示されておることと僕も認識はしておりますが、今回、健診業務、この事業を見た中で、確かに皆さん随意契約は、こんな法的に措置があるんだという中で我々は実施したんだということを言っておられますが、そこでじゃあこの事業で随

意契約をするに当たっての手順として、今部長からお話がありました。基本的には2社、3社、見積もりをとって業者選定を決めたのと。それからこういう話があったのは、もともと10年間続けてきた業者ができないという話をしてきたんで、これはやらざるを得ない状況の中で他者等を含めて基本的に検討に入ったんだというお話がありました。

いろんな資料がたくさんありますが、では随意契約をするに当たって何社見積もりをとられて、これは業者名も含めて、業者名が言えない言える、そんなこともあるやに話もありますが、10年間続けてきたわけですよ。それをここに来て、10年間続けてきた業者が受託できない、そんなことで業者を変えざるを得ないという話をしてきたということも一つの理由で、一つのですよ、あくまでも随意契約の理由書には、答弁をしていただきますが、基本的には3社を見積もりして、安価のところでは基本的に我々は決めてきたんだという話もなります。そうなった場合に、安価だけで基本的には業者選定をすること自体が、この健診業務に間違いが起きませんかという話をしたい。

それと、答えを言ってしまったものでいけません、随意契約の条件で市としての手順をきちっと踏みましたかと。今言った見積もりをとりました、こういうこともルールとしてあるんで、こういうところも通しました。じゃあ1つ言いましょ。指名審査委員会、50万以上の契約をする場合には、業者変更する場合において、変更のみならず、基本的に指名審査委員会にかけるというルールになっておるはずですよ、愛西市としてのルールはね。これをかけられましたか、いかがですか。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

指名審につきましては、指名業者選定委員会の中で決定した事項がございます。随意契約の業者選定の考え方の中に例外規定がございます、特殊性等によるものとございます。

もう1つの理由としましては、予算の確保ができなかったと。ああいう事情によりまして、指名審へは諮らなかったということでございます。

#### ○1番（大野則男君）

なかなか難しい答弁になろうと思うんですけども、基本的には、今回、健診業務を10年間続けてきた業者から新たな業者に変更した。これがなぜなされたのかというのは僕にはよくわからない。今るお話があった、10年間やってきたところに問題があったんだと。業者が受託できないと、こちらが要望する案件について、もうこれ以上は我々のところではもう無理ですとやってきた。

じゃあ資料の中で御確認をさせていただきますが、今回、見積書を提出されておられる。これは2社以上、3社見積もりをとられておる。その中に、もともとの業者、そして今回の業者、もう1個の業者、3社が入っております。受託できない業者で、何で僕は見積もりをとるんかなというのが不思議で仕方がない。だから、これは二者択一でどっちかにしましょかということを行っているにすぎないというふうに見られてしまう。だから、まずは3社がこういう理由で、こういう形だからとったんだと。だから3社の見積もりの理由。

それと、今回、随意契約で契約をされた。これは海部津島全域を一回調べるように通告をし

てあります。そんなことも含めて、海部、津島の状況、それから随意契約の3社で見積もりをした。なぜ、もともと受託できない業者がその見積もりの段階に入っているのか、そこが僕には理解ができないので、御回答をお願いいたします。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

まず、がん検の見積もりの再確認をさせていただきますけれども、3社で見積もりをとりました。理由につきましては、随意契約においても公正な契約を実現するため、2人以上の者から見積もりを徴するという事になっております。

次に2点目でございますが、今までの業者からなぜ見積もりをとったかということでございますけれども、見積書を徴収する際に再度意向確認をいたしました。意向確認をしたところ、提出をするという確認の返答をいただいております。なぜ今までの業者ということでございませぬけれども、26年度までの事業者につきましては、委託料が増額になれば、人材が確保できて、事業の受託が可能になるということもこちらのほうとしましては考えたわけでございます。そのようなことから、今までの事業者に対しまして、こちらのほうから徴収のお願いをしたということでございます。

それから3点目でございますが、近隣の状況でございますけれども、愛西市以外の海部地区6市町村の状況でございますが、平成27年度の集団健診を随意契約で行っている自治体は5市町村でございます。指名競争入札で行ったのは1市でございます。以上です。

#### ○1番（大野則男君）

ありがとうございます。

今、御答弁いただきました。

他市町を調べると、本年度愛西市がかわった業者と同じ業者で変えた市があります。弥富市さん、ここは入札でやっておられます。うちは随意契約でやりました。その中身を見ますと、基本的には健診内容が違うんだということは、必ず言いわけとして出てくるかと想定されます。しかしながら、弥富市さんは、うちよりも健診事業内容は物すごく薄く、うちはもういろんな健診業務をやっておりますんで、部長が言われるように、なかなか受託業者が限定をされるんだということも言っておみえなんです、なぜ弥富市さんだけは入札でやられたのか、うちは随意契約でなぜやったのかという、ここでまた何なんだろうと。

普通に考えれば、そこに何かあるのかなあというふうに考えるのが僕は普通だと思うんですけどね。それは、うちはうちの理由として、これはいろんな健診内容が違うんで、うちは厚いんで、基本的にはそういう話をされるとは思うんだけど、だけどこれはほぼ随意契約でも、3社見積もりをとって、指名競争入札と同じだなと。これもまた言いたいところだと思うんですが、それは随意契約と指名競争入札とは全然意味が違う話で、間違いなく随意契約について行うには、ルールの中できちっと指名審にかけるものは指名審にかけて、見積もりもしっかりとって基本的には行われるのが僕は本来あるべき姿だろうと。

さっきプロポーザルという話もありました。今回、起案書も頂戴しております。じゃあ起案書での精査を少しさせていただければ、27年4月に起案書を作成されておられます。見積書は

26年10月に3社の見積もりをとっておられます。じゃあこの時点の見積もりを再度とったという作業はされておられます、されておられない。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

26年10月にとりました3社、それ以降につきましては、27年4月に安価であった業者から再度1社とったということでございます。

#### ○1番（大野則男君）

これは、民間でいくと、あくまでも26年10月の見積もりについては、一つのベースをつくるための参考資料であって、この契約時において、起案書でいくと、契約書もここにありますが、契約書は27年5月1日、この時点で契約をしております。起案書の中で、協議をしたのが27年4月13日、この中で3つの比較をすると、ちゃんとこういうふうにB社が安価だったんだと。

ただ、安価だけで業務自体が決定をされていくというのが僕には理解できないということもあるし、この中身を見させていただくと、ここで決定しておるのは、随意契約の理由としては、あらかじめ日程調整とか委託先を選定しておかなければ、事情実施が困難なんだと。26年中に3社から行った見積もりの結果で、B社というところに、金額が低かったことから、事前に日程調整とか、使用する検査表の様式とか打ち合わせを行い、今回改めて27年度の事業を委託するものとするものですよという形なんだけれども、ということはもうその時点で基本的にはB社に、安価なところでもうやるんだということがほぼ決定しておったという話と一緒にないですか。

それをいつまでも言っておってもいけません、一つのルールとして、ルールはルールとしての中で、一つの契約、これはあくまでも健診業務だけを僕は今お話をさせていただいておりますが、先ほど企画部長のほうからも話がありました。随意契約の件数、一つの決め事の中でたくさんあります、五百数十件。これは、やっぱり一つのルールを間違いなく守っていただかないかんと、随意契約の理由がきちとなっていないと、例えば指名競争入札、一般競争入札をするんだと。これは、大義があって、中身があってそういう方法でやっていくんだと決められておると思う。随意契約でもそうです。

ただし、これをのぞいた限りだと、随意契約の中身が余りにも短絡的。健診業務というのは、誰が一番あれだったら、健診を受けていただく人が間違いなく、気持ちよく健診をしていただかないかん。契約書も見れば、細かいところを見れば、もうたくさん何かおかしなところが出てきますんで、細かい話を余りしませんが、何が大事だといったら、市民部長、健診業務を受けていただく人が嫌な思いをして、今回こういう問題になったのは、A社からB社、この名前も言えん。こんなもん健診業務を受けておる人は、もともとどこで、今回なったところがどこだなんていうことはみんな知っておられる部分で、こういう場では名前は言えませんか。そういうことを言っておること自体が僕には間違っておるという話をしたいんやわ。

これをきちっと是正してもらうところは、今度新しく受けてもらったところで不祥事があったわけじゃないですか。それは何だったか、問診の医師、僕のほうに連絡がありました。大野さん、問診の医師インド人さんって、嫌やと。確認したら、大野さん間違っていますね、イン

ドネシア人ですって。何じゃへ理屈かといって。そうじゃない。その方が言っておられるのは、人種差別で言っておるわけじゃないと。問診というのは、最近いかがですかと、聴診器も含めてきちっとやっていただくことが問診であって、そんな真ん中を2回ぼんぼんとやって、はい終わりって、終わりとも言わなかったと、手でこう。これが問診になりますかって。

それと、先ほど話があった3週間から4週間に健診結果を郵送させていただきますと約束しておるわけですね。それがその方、部長にもお話ししましたがね。健診を受けられた方は、結局、自分に何か不安があるから健診を受けた方と、自分が本当に大丈夫かなあとと思って受けられる方と2通りあると思うんですよ。問診結果というのは、物すごくその方においては重要なんですよ。それが3週間から4週間の間に郵送させていく。その方は毎日四、三週間たってからポストへ見に行っていました。ところが、4週になっても届けせんと。どうなっておるのって。

それで、事務方のほうにも連絡を入れたという話をされておったんですが、お話をしたいのは、随意契約をやるのにはそれなりの理由と大義がなければ、随意契約の理由がしっかりつく、ちゃんとやっていただけませんかという願いをしておるわけですよ。安易に随意契約で何でも随意でやっていけばいいなんていう話は、僕は思っておられないと思うけれども、拡大をして、その方にも言われた。それは何だった、大野さんって、1つの事業でこうなっておるということは、ほかも大丈夫なのって。委託、契約で基本的にはやっておる事業が全部そういう形で丸投げになって。

だから、今回、医師がどういう人だったかというのは、部長サイドで、これも答えを言ってしまうわ。基本的には知っておられなかった。だから、その方が電話を入れたら、こういう医師だったけど、知っておられますかと言ったら、いや確認しますと。確認じゃない、それはもう自分たちはわかっておらんかんはずだ。

だから、そんなことも含めて、今回僕が言いたいのは、随意契約についてしっかりしてほしいと。せっかく入札だとか、いろんな形で一生懸命やっておっても、こんなところで何かおかしな話。だったら、今、指名審査委員会をかけなかった。これはかけんでもいい理由を今言っておられましたけど、本来はかけるべきでしょう、こんなことは。いかがですか。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

本来はかけたほうが良いと考えておりますけれども、冒頭にも申し上げましたように、やはり期間がなかったということもございますし、やはり次年度の健診業務を遂行するために、やむを得なく今回は、先ほど申しました理由においてかけなかったということでございますので、本来はかけるほうが良いと考えております。以上です。

#### ○1番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当に、これは時間が幾らあっても足りませんので、違う形でまたゆっくりお話をしていきたい。ただ、こういう公の場でお話をしたいのは、間違いなく随意契約にはきちっとした理由を、規定も含めて守っていただきたい。

そんなことで、もう1つ、健診業務というのは、うちの市長が市長になられた折に、基本的には公約の中で、これを真剣に考えていきたいんだと市長も言っておられる部分もあったはずですが。これを市長としてどういうふうに捉えておられるのかを含めて、健診という事業に対してのもし強い思いがあるのであれば、お尋ねをいたしたいと思います。

#### ○市長（日永貴章君）

それでは御答弁させていただきます。

議員おっしゃられるとおり、私も市民の皆様方一人一人がいつでも自分の健康状態を把握できる体制づくりを進めると掲げておりますので、この健診事業については、非常に重要な事業だというふうに思っております。そして、御承知のとおり、受診者の方、受けていただける方がかなりふえているということも事実でございます、これについては大変ありがたいなというふうに思います。

しかしながら、今回のような事業を受けていただく事業者に対して疑念を持たれるようなことがあったことは、私どもとしても大変残念に思っておりますし、今後につきましては、しっかりそういった部分についても内容を確認して、次年度以降、そういったことのないような体制をつくっていきたいというふうに思っております。とにかく、市民の方々に多く受診をしていただけるような体制づくりを整えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### ○1番（大野則男君）

ありがとうございました。

本当にこの事業というのは、今、市長からもるるお話いただきました。市長の本当に肝いりの一つでもあります。ここに何か曇りがあるような、事務方としては、いろんな資料を出していただいた中で、一生懸命やっておられる、これも見てとれます。今回、AからBに変えた。この名称も、26年10月の、見積書も全部単価は消されて、何が僕はそんなにグレーにする必要性がどこにあるのかなあと。それから事業者名。僕は言います。今回、10年間続けてきた愛知県健康づくり振興事業団、ここで10年間やっておっていただいたんですよ。何もここでわざわざ名翔会、セントラルクリニックさんに無理した形で事業者変更する必要性がどこにあったのかなというのが、理由書を見ても、この契約書の中身を見ても、だからこれも全部オープンに出しましょうかという話になるんだけど、どこにも見当たらない、契約の金額も。安価が安いって、どこが安いなんて、この契約書でいいじゃないですか、今計算しましたんで。どこが安いのかさっぱり理解できないんですよ。

だから、もう今行われておる事業に対して、基本的にはやっぱり健診を受けていただける方に気持ちよく健診をしていただいて、実際、今、市長が言われた、体がどういう状況になっておるか、それを速やかにお伝えする、そんな事業になっておってほしい、そんな思いで質問をさせていただきます。それとやっぱり、税金を使うことなんで、契約、入札方法を含めて、十二分に精査をされて進めていただきたいなあと、そんなふうに思うところでもございます。

これはここまでとして、次に移りたいと思います。

これからの地域のあるべき姿。これも本当に何回も、何回って1回か2回しかないんだけど、地域内要望、これは常に部長にもお話を頂戴しました。地域総代が基本的には取りまとめて、住民も含めて、地元要望の声は全て地域代表が取りまとめをして市のほうに上げておっただいておるんだと、そういう認識でおると。それは認識だけでしょう、部長。実際、それじゃあどうなっておるかということは、部長、検証作業をされたことありますか、いかがですか。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

今、議員言われましたように、議員からいろいろな形でいろいろな御意見をいただいております。そういう中で、常に私、議会でも御説明をさせていただいておりますように、市のほうとしては、より有利な補助金事業というような形の中で、どういう事業でやる形がいいのかと、こういうものについては、議員がおっしゃったように検証はしっかりさせていただいておるつもりであります。

#### ○1番（大野則男君）

ありがとうございます。

まさしくそのとおりで、危険な水路をどうするのって。これは決められた、限られた予算の中で、我々は工事をせざるを得んのだと。その中で、有利な補助ベースが受けられる事業でお願いをしていきたい、こんな答弁もされておられて、基本的には今回、我々の地域、本当に総代さん、1年間お世話かける、間違いない事実です、これも。ただし、総代さんにお世話かけるんで、総代さんがまとめたことについては何も問題がないなんていう話は、そこに問題があるのであれば、勇気を持って、総代さん、ちょっと待ってくださいよという話をしていかないと、そこに問題があるというふうな認識を一切持たないなんてことは検証しておらんということだがね。

という話になりますんで、今回うちの地域で、今部長から話がありまして、資料はちょっとどえらい見にくいでいかんですよ。これは、地域の人たちがその地域で子供たちがその水路に落ちる、それと道路幅も鑑みたら、衛生面、それから安全性、全て総合的に、すぐ東側の水路は可変側溝、ふたがしてある。そんな地域の人たちが可変側溝、不倒側溝でお願いをしたいと。これはもう僕が議員にならせてもらう前からずっと陳情されておる。

ところが、合併前については、優先順位を決めて、そういうのも旧佐屋町時代はやってきたんですが、合併後は一切そういうことは一律お断りしていくんだという方向を決められたという答弁だったですね。ところが、そのときに僕は話したんです。愛西市中見や、あっちもこっちもやっておるがねと。一遍検討してちょうと言うんだけど、あれは合併前に決定をしておいた案件であって、合併後に決めた案件ではないんだと。なので、それは今やめとは言えないんだというお話でしたわね。

だけど、合併してからもう10年もなりますよね。我々としては、やれる方法を事務方に教えていただいて、積極的にそこに活動をしておるわけですわ。それにもかかわらず、またことし



地域総代さんをお願いをして、地域総代さんが何とやってきたかといったら、地元の土地改良が賛同せんで、役所に行ったらフェンスはやるで、また役所はその総代に対して、フェンスならやりますよという文書を出しておく。こんなまたもとに戻るような話は、あくまでもその地域の方々におかれては、五十何名の方が署名をして、とにかくお願いをしたいんだと。それを実現できなければ、実現できるまで待ちましょうという話をしておるのに、フェンスならお願いできませんかと僕は一番最初にお願いしましたよ。

そのときに、大野さん、こういう事情なんで、現況も見て、交通渋滞が通学時激しいもんですから、抜け道になっておるんだと。そんなことを含めると、基本的にはここはこういう形をお願いしたいんだということを言っておられるのに、また今回、市も地域総代さんもフェンスならやりますって、フェンスでどうですかって。そんな話は僕は、住民の声は2番手で、総代が1番かいて。僕は住民の人の声が1番であって、総代さんはそこにとって、そこに住んでおられる人たちがどれを望んでおられるかというのを聞かないかんと思う。

だから、これを言えば、地域の総代さんは、愛西市の全部総代をしておられる、そこから反発を食らう。反発を食らおうが、基本的には僕は住んでおられる人が2番で、総代さんが1番なんていう話は、最近自治基本条例をうちつくりましたよね。これからいっても、基本的にはそんなこと書いてありますか。僕はおかしくて仕方がないですよ。

役所としても、今回、地域総代さんが役所に行かれて、ちょっと待ってくださいよと。基本的には、この案件は、去年もおととしも地域から出ておるが、フェンスなら安全対策の面からいったら、事務方、役所としては検討しましょうということをやうつとやってきた話で、また同じような話。いや、そうやって言っておるんで、一回持ち帰っていただいて、地域住民の方々と話をぜひともしていただければいいですかと言わないかんはずだと思う。結局、地域代表の人にとったら、ああ味方、役所ができたぞって。そこに住んでおられる人に何で出したといったら、いや役所はこうやって言っておるでって。そんな話はおかしいですって、基本的には僕はそう思いますんで、その部長としてのそういうのは足りなかったということを知りたい。言えなかったら言えんでもいいですよ。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

今、議員がおっしゃった内容についてお答えをさせていただきますが、市民の方々からいろいろな要望を個々にいただくということは、予算の関係だとか地域の実情も踏まえた中で、必ずしもそれが適切だということばかりじゃないというのがあります。

それと、先ほども御説明させていただいたように、地域として望まれている事業、この事業については、土地改良区内において、単独土地改良事業を行う場合、これは補助金として県に60%負担していただけます。それと、その負担金に対して、市のほうが補助として37%を負担すると。土地改良区域内ですので、土地改良区のほうで3%を負担すると、こういうことを考えますと、やっぱり60%を利用させていただくというのは、市にとって大事な補助事業の活用というふうに考えております。

#### ○1番（大野則男君）

ありがとうございます。

本当に部長に言っただけの話が、今回議会放映も含めてありますので、より多くの人に伝わっていただければなあ。これは、本当に決められた財源の予算の範疇で、部長のところも、全部やりたいができないというのが現状なんだと。それで、提案をして、有利な補助ベースで、こんなところであれば、予算づけもできるんで、基本的にはそういう形でお願いしていきたい。だから、僕たちは、佐屋町土地改良に対しても陳情も行きました。ところが、答弁でもありましたよね。佐屋町土地改良の理事長に理解が得られない。僕にとったら、事務方の人も、大野さん、申しわけないけど、予算がなかなかつかないので、なかなか実施には至らんですわと。だったら予算を引っ張ってきたらやってくれるという話にもなりますがね、そんなことは。

それは、なかなか難しい話なんですけど、ただ間違いない、そういうことも住民の人たちにはなかなか伝わっていないというのが現状なんで、こういう機会に部長たちの断腸の思いで全部やりたいがやれない。けども、そういう補助ベースでやれることも提案しますよと。で、今回も提案していただきました。そんなところで、また戻るような話はもう本当に勘弁していただきたいというふうに思うんで、ぜひともそういう形で、勇気を持って、その地域の代表の方には声を出していただければなあ。我々も言います。全ていい顔なんか全部しようなんていうふうには僕は思っていない。

だけど、その中で、基本的には住民の皆さんのためにできることは一生懸命やってきておるという話ですから、しかし言うべきことは、ちょっと待ってくださいよという話はしていかないので、僕は、今回の長年要望した人に真っ先にお話ししました、フェンスであかんですから、僕は言いましたよ。だから、そういうことなんで、よろしくお願いします。

次、もう残りも少ないんで、これは防災。

これも常に市長も言っておられます。今回、愛西市総合防災訓練、この中で、これも事務方の思いだと思います。これは、僕と高松議員のところも呼ばれて、今回、永和学区を中心とした形で本当はやっていきたいんだけど、愛西市の総合防災訓練なんで、ただ永和学校を入れたということは、私にはこういう思いがあるんだということも言っておられました。

そんなところで、初めて行う事業なんで、そのときにいろんな提案もさせていただきましたが、そういう仕組みがなかなか事務方としては、例えばコミュニティーが協力団体に入っていなかった。ぜひともコミュニティーの会長さんを含めて、説得をして、これは永和学区の議員で努力するんで、何とかコミュニティーも協力団体に入れてちょうというお願いもさせていただいた中で、コミュニティーも入っていただきました。参加者が少ない老人クラブさん、婦人会さん、子ども会さん、いろんな形で、とにかくうちの市長を含めて、事務方が今回永和学区でやるんで、肝いり事業の中で、それも水害というのを一つの基準で持ってきて、想定をしてやっていきたいんだと。

その中で、部長の先ほど答弁にありましたリーダーの方々の育成、本当にこれでたくさん話をしてまいりました。ここで、リーダーの方々の啓発を一生懸命やる。これはわかります。そ

こに対して、マニュアルを作成して、愛西市版の講座を年1回、そういう自主防災会のリーダーを担っていただく方に規定で1回受けていただくんだと。これは、多分職業を抱えてやっておられるんで、土曜日だとか日曜日になろうと思うんだけど、そういう一つの規定を設ける。それとマニュアルを作成するお考えはないのか、お尋ねをしたいと思います。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

マニュアルということですが、愛西市自主防災会活動マニュアル、これはもう既に平成20年に作成をいたしまして、自主防災会のほうに配付をさせていただいております。その中に、自主防災会リーダーの役割、あるいは心構え、そういったものも記載してございます。ただ、勉強会という形で、今後、各自主防災会の代表の方に対しまして、市だけじゃなくして、例えば愛西市防災リーダー会、あるいは防災ボランティアの会「あいさい」の方と協力して、そういった勉強会を行っていったらどうかと、そういう考えも持っておりますので、よろしくお願いたします。

**○1番（大野則男君）**

ありがとうございます。

20年にマニュアルを作成した。じゃあ、自主防災会のリーダーをしておっていただく方は、複数年でやっておっていただくわけではなく、単年度でやっておられる。それが引き継いで引き継いで、基本的にはそのマニュアルが次のリーダーの方に手渡っているかという、まず間違いなくこれは手渡っていないのが実情なんで、基本的にはそこに手渡するような仕組みをつくっていかないと、やはり私もしかりでございます。一大野町住民、市民でもございます。そんなところで、負荷がかかれば、拒絶反応を示すのが多くの方がそういう話。積極的に全部参画するんだという形はなかなかできない。その中で、そこに住んでいる上においては、義務として、一つの規定としてなっていれば、大人として防災会のリーダーを請け負ったときに、そういうことがついておるんだということを思えば、僕はやっていただけるのではないのかなあと、そんなふうに思いますんで、これはなかなか回答はありませんので、ぜひともそういうことも含めて、それともう1つ、この事業の検証作業を地域の人たちと、せめて地域代表と検証されて、次につながるようなことをしていただければと思います。答弁どうぞ。

**○総務部長（飯谷幸良君）**

今回の訓練につきましては、初めての訓練でございますので、有事のために失敗を通して学ぶ訓練ということ、議員さん方に対しましても御案内をさせていただいております。

そこで、今回の開催をさせていただきました永和地区の総代、あるいは自主防災会のリーダーの方、会長さん方に、今回の防災訓練のアンケートについては実施をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

**○議長（鬼頭勝治君）**

1番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は14時45分といたします。

午後 2 時30分 休憩

午後 2 時45分 再開

○議長（鬼頭勝治君）

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位 4 番の18番・河合克平議員の質問を許します。

18番・河合克平議員。

○18番（河合克平君）

では、市民の声を市政にという立場で質問させていただきます。よろしく申し上げます。

まず、私の質問は3点にわたって質問させていただきます。

まず1つは、国民健康保険税の所得に対する負担割合についての軽減に対する質問が第1点、第2点目に佐屋プールの漏水問題について、第3点には、今まで私が質問で取り上げてきた内容について、以上、3点について質問させていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、第1点の国民健康保険税の所得に対する負担割合の軽減についてということで質問させていただきます。

国民健康保険事業は、国民全員が医療保険に加入するという趣旨のもとにつくられた医療保険制度でございます。この保険には、愛西市の基幹産業である農業の方から、商業、また中小零細企業で働く方々、また無職の方、高齢者の方、病気の方など、社会保険に加入できない方々が加入をされていらっしゃる。この保険の加入者については、低所得の方々が多く、いわば福祉的な医療保険として重要な役割を果たしているものと考えます。ゆえに、国・県が支出をし、市が繰り入れを行っている、その上で運営をされていると考えます。今後、市として、繰入金金をゼロにするようなことを目指して運営を行っているのか、まずお尋ねをいたします。

続きまして、国民健康保険については、平成30年度から都道府県化、広域化が行われる予定でございますが、6月議会においては、真野議員の質問がございました。その後、新たに明らかになった内容がございましたら、お聞かせをいただきますようお願いいたします。

続きまして、佐屋小学校のプールの漏水問題について。市民の方からは、学校プールの維持管理に問題があったのではないかと。学校プールの維持管理についてはルールがあるというふうに思いますが、どのような法令に基づき行われているのか、その法令を遵守して行われているのか、お伺いをいたします。

3つ目に、1年前に一般質問で取り上げたこの本庁舎周辺の通学路の安全対策と、本庁舎のアクセスの安全対策についてどのような検討がされ、どのようなになったのかについて質問をさせていただきます。

市の職員に対する安全教育や通勤経路についてはどのようなことになったのか。また、今回、新しく駐車場のところにできた道路については、東側に県道に入る突き当たりのところがありますが、走行が非常に危険であるという市民の方からの御要望も聞いております。その対策はどのようにするのか、その点についてお伺いをいたします。

また、これも1年間ずうっとお話をしているところですが、愛西市の中学生が唯一医療費助成されていない状況となりました。そのことについて、どのように思っているのか、また今後、どのようにするつもりがあるのかについてお伺いをいたします。

以上、3点についてお願いいたします。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

それでは、私のほうから3点ほど先に御回答させていただきます。

まずは1点目でございますが、繰入金の関係でございます。

お話がございましたように、国民健康保険はどの保険にも加入していない方の保険でございます。被保険者の方に高齢者の方も多く見えます。これも事実でございます。所得が年金のみという方も多いということも推察されます。そのため、6月議会で5割軽減、2割軽減の所得範囲の拡大をお願いしたところでございます。今年度、平成27年度から、国の施策としまして、軽減世帯の対象者数に応じました保険者への財政支援として約1,700億円が拡充される予定でございます。この支援の拡充は、法定繰り入れとなっております。

この負担金の増額について、細かく計算はしてございませんが、大まかに約5,000万以上ふえると考えております。ただ、この保険基盤安定制度には、国が2分の1、県が4分の1、市4分の1の補助率でございます。国・県の補助がふえれば、当然市からの繰り出しもふえるということになってまいります。繰入金をゼロを目指すのかという御質問でございますが、基本は医療共益費の50%は保険税、50%は国・県等の交付金で賄う仕組みでございます。被保険者の負担を軽減し、赤字財政を補填するために法定外繰り入れを行っております。

この法定外繰入金につきましては、毎年2億円前後の繰り入れをお願いしておりますので、これをゼロにするのは、保険税率の見直し、または法定繰入金で2億円以上の交付金が増額になればですが、平成30年度に、国民健康保険は県内統一の広域化が決定されております。国保広域化による保険料の激変を回避することを考慮しまして、今ここで税率を下げることとか、繰入金のゼロを目指すことにつきましては、現在のところ未定でございます。

続きまして2点目でございますが、6月議会以降の状況でございますけれども、5月27日に、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立をいたしました。財政運営の主体は都道府県であり、市は納付金という形で保険税を納めるということなど、6月議会でも国保の運営に関する業務に係る県と市の役割分担のあり方などを答弁させていただいております。それ以降に大きな進展はない状況でございます。

現在の状況としましては、政令、省令等、詳細を固めるための議論が事務レベルのワーキンググループで進められているところでございます。愛知県におきましては、7月30日に第1回ワーキンググループでの協議が開催されたところでございます。

3点目でございますが、子供医療の現状でございます。

県下の他市町村を見ましても、通院の対象者が中学校卒業まででございますが、小学校の対象者でも所得の制限を設けたり、全額助成ではなくて、償還払いによる方式によります一部自己負担が生じている市町村もございます。当市において、通院につきましては、小学校まで現

物給付で全額助成としておりますので、全てにおくれをとっているとは思っておりません。今後の中学生の医療費自己負担全額無料化につきましては、6月議会でお答えをしたとおり、未定でございますので、よろしく申し上げます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは、佐屋小学校プールの漏水問題についてということで御答弁をさせていただきます。

市内小・中学校のプールにつきましては、愛知県教育委員会の指示により、感染症疾患や事故発生防止等のために、学校保健安全法に基づく学校環境衛生基準、愛知県プール条例と、愛知県の条例施行規則、同条例運営要綱、県のプール管理手引き、これにつきましては愛知県の健康福祉部発行でございます。及び、プールの安全標準指針、これにつきましては文科省、国交省が発行しておりますけれども、これらに基づき管理を行っているところでございます。毎年5月に行われます津島保健所主催のプール講習会への教育委員会職員及び各小・中学校のプール管理担当者が参加させていただきまして、プール管理の知識研さんを図っておるところでございます。

今回の佐屋小学校プールの漏水につきましては、愛知県プール条例施行規則に基づきますプール休場届が未提出ということでしたので、津島保健所より指導があり、後日提出をさせていただいております。引き続き、法令に基づき、プールの維持管理に努めてまいりたいと思っております。以上でございます。

#### ○経済建設部長（加藤清和君）

私のほうからは、統合庁舎付近の歩道設置工事等につきましては、本年度完成に向けて進めて、今準備をしております。これによりまして、予定していました本庁舎周辺の工事は全て終了します。また、庁舎北側の東西線の市道24号線の県道への取り付け部につきましては、本年度カラー塗装の施工を予定しております。今後につきましては、統合後の交通状況を見て、必要に応じた安全対策を関係機関と協議をしていきたいというふうに考えております。

県道富島・弥富線との拡幅した道路の三差路につきましては、建設等調査特別委員会からも意見をいただいております。現状を確認した中で、カーブミラーの設置について、あま建設事務所へ設置ができるような方向でしっかり協議をしていきます。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

それでは、私のほうからは、市の職員に対する交通安全教育についてということで御質問をいただいておりますので、答弁をさせていただきます。

交通事故を未然に防ぐためには、やはり交通モラルの向上、交通ルールの遵守、そして交通安全への理解を深めることが大切であります。職員に対しましては、朝礼時、あるいは幹部会、あるいは各種会議のほか、チラシの掲示やサイボウズの掲示板などを通して啓発を行っております。また、定期的なそれぞれの運転免許証の確認も行っておりまして、また職員による街頭指導・啓発も行っているところでございます。

次に、職員の通勤経路はどうかという御質問でございます。

統合庁舎の完成に伴いまして、約200名の車両通勤者がふえること、また通勤経路に関しましては、自宅から勤務地までの最短経路を通勤届として提出をしております、それが通勤手当の根拠となっているものであることは、一昨年的一般質問でお答えをさせていただいております。

通勤時間帯によって、庁舎周辺道路の交通量の増加が予想されますが、職員の出勤と市民の方の来庁時間帯が重ならないこと、また市役所周辺の道路整備状況、職員及び来庁者駐車場への進入ルートが複数あること、それらを勘案しますと、渋滞等はおおむね回避できるものと思われれます。また、通勤時間帯、交通危険箇所の回避等を含めた通勤経路の見直しも有効であるとは思いますが、これはまた状況を見て判断していきたいと思っております。以上でございます。

### ○18番（河合克平君）

では、再質問を行います。

再質問について、今、国民健康保険については、県から市に独自に保険料の請求があって、市の中で負担割合をとって計算して納入するという形になりますよということでした。

今、こちらの資料を見ていただくと、国民健康保険税と、いわゆる社会保険と言われる協会けんぽの所得に対する負担割合の表をつくってみました。上から100万、200万、300万、400万という収入の人たちのところなんですが、100万の人についていえば、1人世帯で11%が国民健康保険ですね。協会けんぽという社会保険のほうは13.23%、200万の人については、1人世帯、2人世帯大体13%ぐらいで、社会保険が8.25%ということで、社会保険のほうの方が下がるんですね。300万、400万とありますが、世帯がふえるごとに負担率がふえていっているというのが国民健康保険の状況であります。あわせて、協会けんぽについては、保険料の半額を企業が負担するということになるので、本人の所得負担割合というのも下がる状況になっております。

今回の国民健康保険料でいいますと、医療費を支払ったものに対して、半分を国が負担をしますよということで、50%・50%ということで、先ほどお話がありました、そういう中で、保険料の半額を負担する社会保険からすると、国民健康保険というのは非常に所得に対する負担割合が高くなるのは当然であり、その負担割合を下げるために法定外繰り入れを行っているということについても先ほどお話もありましたし、赤字の財政を補填するという目的もあって繰り入れをしているというお話がありました。

こういった点で、市からの繰り入れを今以上に増額をして、高い負担率というのを引き下げるということによって、加入者は保険料を納めることができますし、滞納ということも少なくなると考えます。また、多人数の世帯については、負担が和らぐ状況がつけられることであれば、子育て支援にもつながることになると思います。また、どうしても低所得者の人たちでありますので、そういったことでは、その低所得者の人たちの負担が和らぐような状況になれば、それを預金することもあるかもしれませんが、消費をするということにもつながると思いますし、そういったことでは、景気対策の一助にもなるんじゃないかというふうに考えるわけですが、国民健康保険の所得に対する保険料の負担率について、今の状況をどう思っているのか、

またそれをどうしようと思っているのかについてお伺いいたします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

それでは、お答えをさせていただきます。

国民健康保険は、保険税、国庫負担金などを財源としまして医療費を支払う事業を独立で行うための特別会計でございます。事業としては、独立採算制が原則でございます。被保険者の高齢化、低所得化によりまして保険税が減少する反面、増加する医療費の支払いに見合うだけの保険税の確保がままならない状況でもございます。財源の一部を一般会計から繰り入れているものでございます。

しかし、繰入金につきましては、市税でもありますので、国保税を市民に負担してもらうことにもなります。繰り入れは一般会計の財源を圧迫し、市民生活に影響を及ぼすような状況にもなろうかと考えております。繰入金につきましては、財政当局との協議も必要になってまいりますし、繰入金による負担割合の引き下げにつきましては大変難しいと考えております。

**○18番（河合克平君）**

今、部長が、繰入金を入れることによって市民生活に影響が出るというようなお話がありましたけれども、もともとの国民健康保険自体が市民誰もが入る内容でも、加入者になる可能性がある制度でもありますし、決算書でいうと1万8,000人の人が国民健康保険に入っているということは、3割近くの人がこの国民健康保険に入っているということでもあります。にもかかわらず、繰入金を多くすることによって市民生活に影響が出るという、繰入金が悪いような、そうすることが悪いんじゃないかというふうに受け取ってしまったんですけど、そんなふうに思われるようなことがあるような答弁というのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思うんですが、もともと国民健康保険というのは、加入者の助け合いの保険ではなくて、社会保障ということで、国が、また自治体が国民全員が入れるようにということをつくった保障制度でもあります。

そういったことでは、もともと住民福祉の増進をするということが地方自治体の役割であるということはあるわけで、そういったことでは、部長のそういう市民生活に影響が出るから云々というのはちょっとおかしい意見じゃないかなというふうに思うんですが、いかがですか。

**○市民生活部長（永田和美君）**

市税によりまして繰入金が財政を圧迫し、市民生活に影響を及ぼすという回答でございますけれども、誰もが加入できる国保としまして、社会保障を市民全体で負担するのは当然ではないかということにしましてでございますけれども、確かに国保財政にとっては、法定外の公費を投入することにより保険税が安く済むかもしれません。しかし、税金からの補填ですので、国保加入者以外の住民の負担が生じることともなります。したがって、本来好ましい形ではないと考えております。

**○18番（河合克平君）**

じゃあ、部長は、もともと国民健康保険というのは助け合いの組織であって、入っている人との間の負担のし合いで運営をしていくもんだという認識を持っているということではよろしい



でしょうか。

○市民生活部長（永田和美君）

そのようなことも制度の考え方の一つではあると考えております。

○18番（河合克平君）

戦前の国民健康保険の法案については相互扶助ということで条文には書いてあります。ただ、戦後、国民皆保険ということでできた制度の国民健康保険税の第1条には、社会保障としての国保にするんだというふうに記載しています。法律では、社会保障として運営するというふうに記載しているんですが、そのことについて、部長の認識をもう一度お願いいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

考え方としまして、社会保障という制度の面の内容も含まれておるというふうに考えております。

○18番（河合克平君）

社会保障の面も含まれておるということで御答弁いただいたわけですが、6月の議会で、国からの支援金の拡充によって保険料の抑制を図るという答弁を部長からいただいております。5,000万円の財政支援が明らかになった、大体ですが、5,000万円ぐらいはあるだろうということで明らかになった今ですけれども、この財政支援を使って、保険料の抑制を図るべきだと、社会保障の考え方にのっとってすべきだと私は思うわけですが、その点についてお伺いいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

平成27年度から、国からの交付金が5,000万円程度ふえる計算ではございます。この交付金の増額理由としましては、現行の7割・5割軽減の対象者数に応じた財政支援の補助率が引き上がったことと、2割軽減者でも対象となってまいります。現状所得の低い軽減世帯が多い状況である中、財政基盤の強化につながるものと考えております。

しかしながら、平成27年度の本算定、7月1日の時点の調定額は16億6,123万6,000円で、前年度より約9,000万円の減額となっておりますので、保険税収入は国の交付金の増額以上に減るものと考えられます。この要因としましては、全体の被保険者が減少しているのに、前期高齢者の増と低所得者の増による軽減世帯が増加したことによるものでございます。

保険料の抑制ということでございますが、広域化による保険料の算定方法につきましては、市町村ごとの医療費水準と所得水準、年齢構成等を加味した標準保険料を県が示し、それを参考として、市として保険料を算定するというものでございます。国の財政支援拡充として、平成27年度からの1,700億円、平成30年度に追加支援としまして、さらに1,700億円が投入される予定でございます。6月議会での質問は、広域化による保険料の算定について、平成30年度以降の国の3,400億円が支援される上でのお話でありますので、今現在、保険料の抑制については未定でございます。

○18番（河合克平君）

5,000万円入っても、今のところ未定ですよということでしたが、今の負担率を少しでも早

くなくし、そして滞納を含め、低所得者の負担を減らすためにも、前倒しをして考えていただきたい、そのように思います。

また、7月25日付の毎日新聞の報道によりますと、厚生労働省は、子供が多い世帯の保険税の軽減について、その方針を固めたという報道がされております。多子世帯減免というのを拡大してはどうか。子供を産むと増税になってしまう。ここでいうと、3人、4人、5人というのがどんどん保険料がふえるということで増税になってしまう。そういう制度になっている国民健康保険なので、ぜひ子育ての世帯の負担をふやすばかりではなくて、子育ての世帯を支援してはどうかと。6月の議会で、真野議員に対する答えで、一宮市並みの減免を行うと、1,580万円の予算措置ができるというふうに回答がありました。であれば、5,000万円の収入があって、国から財政支援がある今、前倒しをして行うべきではないかと思うわけですが、いかがでしょうか。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

毎日新聞の報道によれば、子育て支援の一環としまして、2018年度から子供の多い世帯の軽減を実施することではございますけれども、現在、具体的な内容が国から示されておられません。そのために、詳細を把握してございませんので、今どうこうということは述べられない状況でございます。

また、1,580万円の予算措置につきましては、6月議会で、子育て世帯の負担軽減に均等割の軽減をの中で御質問をいただきました。18歳未満の被保険者につきまして均等割を100分の30の減免をした場合、最大で国保税が1,580万円の減額になるとお答えをさせていただきました。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

今、部長がおっしゃっていただいように、子育て支援の一環としてということでも考えているという状況であります。そういったことでは、愛西市は前倒しをして子育て支援を進めるべきではないかということを考えるわけです。

先ほどお話しした子供の医療費の無料化の拡大についても、その子育て支援の一環になるというふうに常々主張してきているわけですが、6月の議会では、安定した財源が必要ということの答弁があり、愛西市の財政が非常に厳しい状況であるということで答弁をいただいておりますし、最近でも意見の交換をする中で、愛西市の財政は大変だ大変だということをお聞きしております。

最近、市民の方と懇談をする機会がありまして、愛西市の財政は夕張市並みだというふうに聞いておるだけけれども、本当かといって不安の中で聞かれることがあります。実際、市民の方で、1人、2人ではないんですが、何人かが愛西市はこのままですと夕張市になるんではないかというふうに思ってみると、そのような状況が一部ではございますが、あるのではないかと。その辺について、今愛西市はどういう財政状況なのかということをお伺いしたいと思いますので、お願いいたします。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

私のほうからは、財政に関する御質問にお答えさせていただきます。

平成26年度の決算審査の意見書を監査委員さんから報告をされております。本市の一般会計等における財政健全化判断比率は、赤字実質比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいずれの項目においても、早期健全化基準にさわることなく、健全な財政状況にあると認める。また、各会計における資金不足額はなく、資金不足率は発生していないので、同じく健全な状況にあると認められるとの意見をいただいております。以上です。

#### ○18番（河合克平君）

おっしゃるとおり、愛西市というのは非常に健全じゃないかと僕も思うわけなんですけど、夕張市というのは、実は粉飾決算を7年間続けて、今お話があった健全化率の中で、実質赤字比率というのが800%ですね、もう800%になっている。通常、健全化率が20%になると不健全になるよという目安なんですけど、実にその40倍になったのが夕張市の自治体の状況だということです。ですから、市民の方が夕張市並みになるのかなあと、第2の夕張になるのかなあというような議論がされているということがもしあるとするなら、またそういう不安をあおるような状況がもしあるとするなら、本当にそれはいかんことじゃないかなあというふうに思うわけです。

愛西市というのは、必要なことであれば、また市民の求めることであれば、新規事業をできる、そういう健全な財政であるということの認識を持つことが今必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

#### ○企画部長（佐藤信男君）

本市の予算編成上の内容なんですけど、今後の交付税の段階的な縮減に対応するため、厳しい財政状況に鑑み、政策目的と具体的な施策との相互関係を十分検証した上で、本当に必要な分野に、限られた財源を重点的かつ効果的に配分することを基本と考えておりますので、よろしく願いいたします。

#### ○18番（河合克平君）

必要な財源を効果的に行っていただくということで、市政の運営を続けていただきたいと思いますんですが、今中学校の卒業までの拡大の予算というのは6,000万円ほどです。これは、総予算の金額からすると、大体0.3%ぐらいで、今、実際、子供の医療費を小学校まで行っているのが1.1%ということになり、大体1.4%ぐらいの総予算の負担比率であるという状況ではあります。

しかし、子供の医療費の無料化については、先ほど部長からお話がありましたが、県下では下から数えたほうが早い状況と。ですが、今、愛西市の一般会計の基金は131億円あります。この131億円というのは、愛知県下で大体5番目、上は名古屋市と豊田市がありますけれども、預金の残高についていうと、愛知県下でも非常に高い水準になっております。と考えるなら、そういう必要なことをやらずに、また市民が求める中学生への医療助成を拡大せずにお金だけため込んでいる状況というのがあるんじゃないかというふうに市民の方が言っておられました。

そのような愛西市であってはならないというふうに私は思いますし、市の収入を例えば1,000円だとするなら、基金は650円であります。また、無料化の拡大の予算は、市の収入が1,000円分だと仮定をするなら、3円でできる内容です。厳しい予算措置が必要というようなことにはならないのではないかとというふうに私は考えるんですが、認識をお答えいただけますでしょうか。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

現在、子供医療につきましては、通院の就学前までの対象者と、入院の中学生までにつきましては、愛知県から対象費の2分の1補助がございます。愛知県におきまして、平成27年度以降、所得制限の導入に向け、議論する考えもございます。今後、県の福祉医療制度見直しに際し、制度が縮小された場合、継続するには縮小分を市で負担せざるを得ない状況が想定されます。また、市財政への負担は一層増大してまいります。

また、通院の子供医療の助成を中学生まで拡大しますと、扶助費の追加額、市の試算では6,650万円ほどになりますけれども、これを加えますと、扶助費が平成27年度予算ベースで3億756万円ほどになってまいります。一般会計総額で、先ほど申し述べられましたように、1.4%を占めることとなります。一事業として、一般会計で1%を超える事業につきましては少数でもございます。非常に大きな予算となることも懸念されます。国・県の動向も含めて、今後、交付税の段階的な縮減となっていく中、将来にわたりまして継続事業としての実施を考慮しますと、ますます厳しい予算措置となる状況が考えられます。以上でございます。

#### ○18番（河合克平君）

効果的な事業として行っていただくという再検討をお願いする次第です。

あと、ちょっと変えまして、佐屋小学校のプールの漏水問題についての質問をさせていただきます。

同じ市民の方から、いろいろと漏水問題について調べさせていただいているときに、市長に会いに行ったときになかなか会えずに、秘書課長から、今回の件については公にしないでほしいというようなことを言われたということをお聞きしておりますが、それは事実でしょうか、お願いします。

#### ○総務部長（飯谷幸良君）

そのような事実はないと確認をしております。

#### ○18番（河合克平君）

誤解された部分があるのかもしれませんが、そういったことが事実として思いはあったということについては、そのようなことを思われるような状況があってはならないというふうには当然思っておりますので、今後はそのようなことのないようお願いをしたいと思います。

この佐屋小学校のプールの漏水問題についてですが、先ほど近藤議員からも報告がありましたので、重なったところは聞きませんが、6月15日に漏水が発覚をされ、その後、市、学校長等を相談の上、開場をしたという話があったんですが、まず佐屋小学校から、プール開きについての可否の連絡があったのではないかとというふうに思うわけですが、それがあったの

かどうか、それはいつであるか教えてください。

○教育部長（石黒貞明君）

佐屋小学校からのプール開きについての可否の連絡はということでございますけれども、プール開きにつきましては6月16日ということで、プールに入っていた日でございます、その日に学校より連絡を受けまして、漏水等の状況の確認を行い、その結果、西側の駐車場へのしみ出しがあったということで、学校側と協議を行っております。以上です。

○18番（河合克平君）

もう一度確認ですが、6月15日にわかったんですね。6月16日にまた可否の連絡があったということなんですけど、この6月16日か15日か、どちらが可否の連絡をすべきだったのかということも聞きたいんですが、プールの利用というのは、結局、誰がどのように判断をして認めたのかということをお伺いします。

○教育部長（石黒貞明君）

6月15日の夜間といいますのは大分遅い時間でありまして、学校の先生から電話連絡で宿直者のほうへ連絡があったということでございます。それで、担当職員のほうに連絡が入りまして、夜遅い、暗いということでございますけれども、一応現場まで確認には行っております。しみ出しということは多少わかりましたんですけれども、夜ですので、具体的な状況はわかりませんので、明日、6月16日でございますけれども、再度確認をしたということでございます。以上でございます。

○18番（河合克平君）

その後、質問したんですけど、プールの利用というのは誰が認めたのかということについてお答えいただけますか。

○教育部長（石黒貞明君）

答弁漏れでごめんなさい。済みませんでした。

利用についてでございますけれども、しみ出しにつきましてはあったんですけれども、プールの水位は余り下がっておらず、使用には問題ないと判断をしたわけでございます。当日、児童がプールを大変楽しみにしていたこともございまして、一時的ではございますけれども、給水で水位を確保でき、水入れ後、間もないきれいな水でございまして、適切な水位も保つことができているということで、教育委員会、プール管理責任者、衛生管理者で判断をし、利用を許可いたしました。以上です。

○18番（河合克平君）

先ほど、プールの管理運営については、さまざまな法令で管理をしていますということだったんですが、異常があったときにも利用を認めているのか、お答えいただけますか。

○教育部長（石黒貞明君）

法令としましては、県のプール条例があります。同条例の運営要綱によりますと、異常であると判断した場合については、プールを閉鎖する等を行い、適切に措置をすることになっております。

今回につきましては、現場の状況により、安全は確保されていると判断し、児童の気持ちを第一に考え、利用は許可をさせていただきました。以上です。

○18番（河合克平君）

法令によると、異常があった場合は閉鎖をするということになっているのですが、児童のこういう気持ちを考えてということは、非常に教育的な部分としてはそういう気持ちもわからないではないです。ただ、現状で、例えば水が流出している中で、何かの拍子で排水口のふたが取れてしまい、流水している水量に押されて、子供が足をけがするとか、そういうような状況というのは十分考えられるわけで、そういった配慮がされなければ、やっぱり利用するしないという判断は、ちゃんとした異常があるなしによって判断をされるべきではなかったかなというふうに感じております。

その点では、今、プールの利用等については、異常があっても一応判断の中で入らせたということがありますが、その異常があったかどうかということについて、記録を残しておくということが今条例の中では、またプールの安全標準指針というものの中には、記録を残しておくということが書かれておるわけであります。その記録についてされているかどうかということについてお答えをお願いいたします。

まず1点目は、プールの利用前の点検について行われているかどうか。また、プール開きより前に保健所からの調査を受けるべきではないかなというふうに思うわけですが、それは今どうなっているか。また、児童の安全が優先されるべきだというふうに思いますので、学校当局からいっても、保健所が事前に検査をしてくれれば、より安心して児童に入らせることができるという意見もいただいております。その点では、点検等、今のあり方について、現状と今後のことについてお答えいただきたいと思いますので、お願いします。

○教育部長（石黒貞明君）

プールの利用前点検についての御質問だと思いますけれども、これにつきましては、点検表は保管されているかということでございますけれども、利用前点検につきましては、各学校におきまして、児童・生徒の安全確保の面からも、プール管理責任者、衛生管理者等により必ず使用前に、県のプール管理の手引きにあります自主点検表を使用し、実施をしております。自主点検表については、各プール施設に保管することになっておるわけでございます。また、点検表についても、保健所への提出も求められているため、提出をしております。

プール開きより前に保健所により検査を受けるべきではないかということでございますけれども、プール開きの前に、使用開始前の検査をプール管理責任者、衛生管理者と実施しているため、そこで問題がなければ、保健所による検査前であっても使用可能ということになります。プール開きの日程については、各学校ごとに、年間の行事として年度当初に決定されておりますので、よろしく願いをいたします。

今後についても、適正に法令に従って維持管理をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○18番（河合克平君）

今、部長のほうから点検表は保管されているということでおっしゃってみえましたが、実際に部長は見たことがあるのか、確認したことがあるのかお伺いします。

○教育部長（石黒貞明君）

実際に確認したことがあるかということでございますけど、現物は見たことがございません。コピーは見たことがあります。それで、担当には、各学校の管理状況は確認させていただいております。

○18番（河合克平君）

コピーしたのを見たことがあるということなので、あるんだと思うんですが、では、今ごらんいただいているのは、プールの安全標準指針によるプール管理日誌なんですね。これによると、日々、排水口のチェックをするですとか、救護用品のチェックをするということがプールの安全基準には載っておるチェック表なんですが、実際、佐屋小学校で確認をしたとき、水質の問題だけの内容しか管理がされていなかった状況がありました。そのことについて、そののを見たことがあるのかも含めてお伺いしたいと思います。

○教育部長（石黒貞明君）

管理日誌ということでございますけれども、管理日誌には、今言われたとおり、気温、水温、利用者数、プール水の残量塩素等の状況を記録するようになっておるということでございますが、異常があった場合には、その状況を記入する必要がございます。この日誌でございますけれども、これについては、プール衛生管理者は記載された管理日誌を毎日チェックし、プール管理責任者は管理日誌に目を通し、毎日のプール管理状況を把握しなければなりません。県のプール管理の手引きにもございますように、県が実施しているプール講習会での指導もあるため、各プール施設に保管しておる状況でございます。

また、プール条例の運営要綱の中にも、管理日誌が参考例ということで示されておりますけれども、各学校で様式が統一されていないのは事実だと思います。今、議員が言われたとおり、不足の部分もあるということでございますので、一度講習会でもこういった様式をということで、参考例で示されておりますので、私どもからもこの様式を使うようにというような通知はさせていただきたいと思っております。以上です。

○18番（河合克平君）

何十年もプールが行われる中で、また条例もいろいろな場面で改正されているわけで、そういった中で、今現状で、今後そのようにしていくという回答でしたので、そういったことでは、今まで十分に管理ができていたということは言い切れないんじゃないかというふうに考える次第です。

例えば、今、排水口に挟まってしまって亡くなったとか、そういうプール施設がある状況の中で、そのたびに指導が、また安全標準基準や条例がどんどん変えられてきている状況があります。それに、学校教育の現場で管理をするということが追いついていないのではないかというふうに考えるわけです。ぜひそれを追いつくような状況にし、子供たちが安全で安心なプールが使えるようにぜひ進めていただきたいと思いますというふうに思います。

私自身は、この漏水問題についてなんですが、管理が日々行われていれば、ある程度異常というのが事前にわかったのではないかなあというふうに思うわけです。例えば、プールの安全標準指針によると、使用後の点検ということについてもしなさいよと。水を抜かないと点検はできないと思いますが、そういう点検をしなさいということが書かれているわけで、夏休みが終わって、冬に入るまでに使用後の点検をしなさいということについて、実際されているかどうかということについて確認をさせていただきたいと思います。

**○教育部長（石黒貞明君）**

使用前と使用後の点検ということでございます。

もちろん、使用前については水を抜いたときにやるわけでございますけれども、使用後の点検につきましても、プール設置者、衛生管理者の確認のもと、点検を行っておりますので、よろしく願いをいたします。

**○18番（河合克平君）**

その点検のものについては、3年間保管するというので、プールの安全標準指針には書いてありますが、部長は、そのプール使用後の点検についてのものについては見たことがありますか。確認したことがありますか。

**○教育部長（石黒貞明君）**

使用前の自主点検表に基づきましては、様式がございます。使用後の点検表につきましては、様式がございません。ですから、今議員のほうからも御指摘がありましたので、そういった面も今後考えさせていただいて、様式等を一度考えてみてはどうかというふうに今思っております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

事故が起きたときに、何かあったんじゃないかということの後から確認するのは、やっぱり記録がなければ確認がとれないわけで、そういったことでは、その記録がないけれどもやったというのは、そういった事故があったときに、何か市の責任が問われたときに、市長の責任が問われたときに、いや、あったんですよと言っても、それは通用しないわけなので、そういったことではちゃんと日々の点検を行い、それを残していくということが必要であるというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

漏水については、私自身は、プールの管理が十分でなかったためというふうに思っておりますが、実際、先ほど近藤議員の質問の中でも、30年が期間だということでありましたので、市内のプールについての一覧表をつくりました。立田は42年前、八開の両小学校は42年前で、赤いところで佐屋小学校は41年目で漏水しました。市江小学校、永和小学校と38年、37年とあるんですが、大体鑄鉄管といいまして、鉄管であれば、鉄管についてはさびがあったり、また塩素が強い水が入っておりますので、そういったことで非常に腐食しやすい状況が考えられます。そういったことでは、長寿命化を図るということが今ほど必要ではないかというふうに考えるわけですが、この定期的なメンテナンスとあわせて、長寿命化について考えをお伺いしたいと思います。



この地域、愛西市についてはゼロメートル地帯です。そういったことでは、水害があったりする可能性が多いところでもあります。そういったことでは、児童の着衣浴の体験ですとか、水泳の力を高めるということは、この地域には特に必要だというふうにも感じておりますので、そういったことでは、ここに書かれている古いものから、学校のプールについて計画的にメンテナンスを行って、長寿命化を図っていくということについて必要であるというふうには私は考えるわけですが、最後に市長、どのようにお考えなのか、お伺いできますでしょうか。

**○市長（日永貴章君）**

それでは、私から御答弁をさせていただきます。

今年度、佐屋小学校のプールにおいて漏水が発生いたしまして、児童・生徒の皆さん方のプール授業に対しまして影響が出たことに対しましては、心よりおわびを申し上げたいというふうに思います。佐屋小学校のプールにつきましては、来年度のプール授業に影響のないよう対応するため、現在、原因の究明及び修繕に向けて調整を進めさせていただいておりますので、皆様方の御理解をいただきたいというふうに思います。

また、市内の小・中学校に設置をされております学校プールにつきましては、議員御指摘のとおり、かなり年数が経過いたしておりまして、老朽化が進んでいる状況でございます。一日でも長く現状の学校プールを利用できるよう、今後も努めていきたいとは考えておりますけれども、旧町村時代にそれぞれの学校プールが設置されて以降、それぞれの維持管理方法がとられてきたと思われ、時代に即していないのではないかと思われる部分はあると思われまますので、今回の事態を受けまして、いま一度改めて維持管理方法については確認を行っていききたいというふうに思っております。

なお、愛西市の学校プールを初め、各教育施設につきましても、耐用年数を経過し、老朽化が進展している施設はもう多数ございます。現在、進めております公共施設等管理計画策定委員会などでも十分に御議論をいただき、今後、施設のあり方について検討していきたいということを思っております。当然、現状のプールをこのまま維持することには多額の費用もかかりますので、ほかの方策も十分考えられると思っておりますので、今のまま全てを維持管理していくということは、かなり厳しい状況だというふうには考えております。以上です。

**○18番（河合克平君）**

子供たちが楽しみにしているプールの授業でもありますので、ぜひよろしく願いいたします。以上で終わります。

**○議長（鬼頭勝治君）**

18番議員の質問を終わります。

ここで休憩をとります。再開は15時55分といたします。

午後3時45分 休憩

午後3時55分 再開

**○議長（鬼頭勝治君）**

休憩を解き再開をいたします。

次に、質問順位 5 番の 20 番・加藤敏彦議員の質問を許します。

20 番・加藤敏彦議員。

## ○ 20 番（加藤敏彦君）

まず最初に、6 月議会におきましては、急遽入院のため、関係者の皆さんに大変御迷惑をかけたことをおわび申し上げます。また、多くの方々から御心配いただき、大変ありがとうございます。今後は、健康に留意して努めてまいります。よろしくお願いいたします。

さて、今回は、2 項目について一般質問を行います。

1 つは、学校プールの開放について、もう 1 つは総合斎苑の利用についてであります。市当局の前向きな答弁をお願いします。

1 項目めの学校プールの開放についてですが、市民プールである佐屋プールが昨年からの漏水のため利用できなくなっています。今年度は、代替案として学校プールの開放が行われ、佐屋西小学校のプールが 8 月 4 日から 20 日まで無料開放されました。ことしの夏は暑い日が続く、子供たちにとって、プール利用ができたことはよかったですと思います。

この利用対象は、市内在住の小・中学生と狭くなりましたが、利用状況はどうであったでしょうか。佐屋プールと比較して、利用者数や費用はどうだったでしょうか。そして、ことしは愛西市が合併で誕生してから 11 年目ですが、この間、市民プールの利用者数と費用はどのように変化しているのか、お尋ねをいたします。

次に、平成 22 年度まで利用されていた佐織地区の緑苑プールについてお尋ねをします。

愛西市の公営プールは、合併したときには佐屋地区の佐屋プールと、佐織地区の緑苑プールがありました。緑苑プールは現在も漏水することもなく、整備すればまだ使用できるのではないかと思います。緑苑プールが閉鎖になった経過と利用状況はどうであったでしょうか。

そして、平成 23 年度から緑苑プールが閉鎖され、市民プールは佐屋プールの 1 か所だけになってしまいました。愛西市は津島市を囲む形で、佐織地区から佐屋地区のプールに行くことは、子供たちにとっては大変なことでもあります。

私は、平成 21 年、2009 年 12 月の議会で一般質問で取り上げ、緑苑プールは子供たちが無料で利用できる貴重なプールである。かわりに学校プールの無料開放を検討するののかとの質問に対し、前市長は、緑苑プールが廃止になった折には、一般の方の学校プール開放という考えは持っていない。金棒プール、佐屋プールのことでありますが、などもあり、利用していただければと思っているとの答弁でありました。学校プールの開放を求めましたが、実現しませんでした。

今回、佐屋西小学校のプールが開放され、子供たちが利用できる場所が提供されました。佐屋地区以外でも、学校プールの開放を行ってほしいと考えますが、市の考えはどうでしょうか。

そして、学校プールの関係で、学校の防犯についてもお尋ねいたします。

市内のある小学校で、休日に校内に入り、飲酒が行われていたと聞きましたが、市として、学校の防犯についてどのように考えておられるでしょうか、お尋ねをいたします。

次に、2 項目めの総合斎苑の利用についてお尋ねをいたします。

愛西市の総合斎苑について、市民の方から、斎場を友引でも利用できるようにしてほしいという要望を聞きました。この方は、お母さんが亡くなり、葬儀を出すことになりましたが、兄弟の方の休みがとれないため、友引に葬儀を行わなくてはならなくなりました。しかし、愛西市の総合斎苑は友引が休みのため、蟹江町の火葬場を利用して葬儀を行われました。このような事例はこれまであったでしょうか。

今、市民の生活が変わり、葬儀でも休みがとれない状況があります。休業となっている友引の日についても、市民が利用できるように検討してほしいと考えますが、市の考えはどうでしょうか、答弁を求めます。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

それでは、私からは、学校プール開放について御答弁申し上げます。

何点かいただいておりますので、順次よろしくお願いをいたします。

まず、佐屋西小学校プール開放の利用状況でございます。開場期間が8月4日から8月20日ということで17日間で、利用者数につきましては、市内在住の小・中学生ということでございますけれども、205名ということでございました。また、付添人につきましては46名ございました。

佐屋プールとの比較ということでございますが、プールの規模が違いますので、一概には比較することはできません。佐屋プールの開場期間は7月20日から8月31日までの43日間で、利用対象者は市内及び市外の方も利用が可能でありまして、平成25年度の利用者数につきましては、高校生以上で1,842名、中学生以下及び未就学児ということで6,041名、合計で7,883名でございました。

学校プール開放におけます費用につきましては、管理運営費及び修繕費を含め、299万8,620円でございます。佐屋プールにおける費用につきましては、施設維持管理及び運営費として、平成25年度で706万1,166円でございます。

愛西市になってからの市民プールの利用者数ということでございますけれども、平成17年度から平成25年度の9年間において、最多利用者年度が平成22年度の8,759名、最少利用者年度が平成21年度の7,111名で、9年間におけます利用者数の年平均につきましては、市内、市外を含めまして8,100名ということでございます。

次に、費用ということでございますけれども、費用につきましては、平成22年度までの直営時で、年額平均1,200万円でございます。平成23年度から指定管理者制を導入しておりますので、市が行った修繕費を含め、年額平均760万円でございます。

次に、塩田緑苑プールが閉鎖になった経過と利用状況ということでございます。

御承知のとおり、平成22年度までは開場しておりまして、塩田センターの取り壊しに伴い、平成23年度から閉鎖しております。塩田緑苑プールの利用状況でございますけれども、最終年度の平成22年度におきましては、7月20日から8月31日までの43日間の開場で、大人につきましては530人、子供につきましては1,488人、合計で2,018人でございました。

次に、佐屋地区以外での学校プール開放をということでございます。

今回の学校プール開放につきましては、今年度が初めての試し見ということでありまして、今回の利用者数は205名という結果でございました。学校プールの開放はまだ始まったばかりでございまして、新たなプール事業でございまして、今後の利用状況や費用面も含めて検証してまいりたいと考えております。

次に、学校の防犯でございます。プール開放に伴います学校の防犯ということでございますけれども、市内小・中学校19校、福原分校を含みますけれども、全てについて、門扉については、平日夜間及び土曜日、祝日、夏休み等、学校休業日には原則施錠をされている状況になっております。また、警備業務を委託しておりますので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

#### ○市民生活部長（永田和美君）

私のほうからは、総合斎苑の関係につきまして御答弁をさせていただきます。

総合斎苑の申し込みにつきましては、ほとんどの方が葬祭業者を通じて行われます。総合斎苑にも確認したところ、友引の利用に関しては、要望とか問い合わせにつきましてございません。施設のメンテナンスの関係で休業日は必要でございますし、友引の日に火葬を行うことにより、その分の人件費等が必要になりまして、指定管理料が高くもなっております。そのようなことから、友引の日の火葬につきましては、現在のところ考えておりません。以上でございます。

#### ○20番（加藤敏彦君）

それでは、再質問に移っていきたいと思います。

学校プールの開放ですが、佐屋プールの利用者数と佐屋西小学校プールの利用者数の大きな差があるのは、主にどんな理由でしょうか。それから、児童・生徒は自分の学区から外に行くときは許可が要るということも聞きましたが、本当でしょうか、お尋ねいたします。

#### ○教育部長（石黒貞明君）

まず1点目の御質問でございます。

佐屋プールにつきましては、50メートルプール、幼児用のプール2施設に対し、学校プール開放事業として会場となりました佐屋西小学校のプールにつきましては、25メートルプールのみといった規模的な違いがございます。また、開場期間も、佐屋プールにつきましては、7月20日から8月31日までの43日間に対しまして、佐屋西小学校における学校プール開放期間につきましては、8月4日から20日までの17日間の日数の違いもありました。

利用者制限においても、佐屋プールにつきましては、市内外を問わず、年齢的な制限もなく、高校生以上から未就学児まで利用できるということで、佐屋西小学校プールにつきましては、市内小・中学校の児童・生徒のみの利用としたことから、利用者数の大きな差があったと思われれます。

それと、自分の学区から外へ行くときに許可が要るかということでございますけれども、基本的に校区外へ出るときは学校の許可は要りません。あくまでも保護者の判断、責任においてということになります。ただし、子供たちだけで遠くへ出かけないようにしましょうと指導し

ている学校はございます。よろしくお願いをいたします。

○20番（加藤敏彦君）

次に、プールの費用について。

佐屋西小学校プールの費用が佐屋プール費用の半分以下になっておりますが、積算の上で主な理由は何でしょうか、お尋ねをいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

先ほども申し上げましたが、佐屋プールと佐屋西小学校のプールとでは、施設的な規模の違い、開場期間の日数の違いもありますことから、一概に比較はできませんが、人員配置面につきましては、佐屋プールでは1日14人、佐屋西小のプールでは1日7人とした人件費を初めとしまして、光熱水費、医薬材料費といった消耗品費の違い、循環ろ過装置等の点検費、浄化槽点検費、消防設備等点検費といった維持管理的な違いがございます。よろしくお願いをいたします。

○20番（加藤敏彦君）

先ほど、愛西市の11年間のプール利用者数についてお尋ねをいたしました。平成22年度の8,759名が最高で、最低はことしの佐屋西小学校の205名ということであり。比較いたしますと、佐屋西小学校の利用は、最高時の2.3%、43分の1になってしまっております。夏休みにプールに行きたい、水遊びをしたいという子供や市民の願いに応えられない状況だと思っておりますが、この状況について、市としてはどのように見ておられるのでしょうか。

○教育部長（石黒貞明君）

先ほども御答弁させていただいておりますけれども、佐屋プールと学校プール開放では施設の規模的な違いや利用者の制限等の違いからも、佐屋プールの利用状況に適應する施設はありませんが、プール事業につきましては、今年度初めて試し見ました学校プール開放の今後の利用状況等を検証して進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いをいたします。

○20番（加藤敏彦君）

今、閉鎖をされております緑苑プールについてもお尋ねをいたします。

佐屋プールは漏水ということですが、緑苑プールは漏水もなく、閉鎖されておりますが、解体されずに残っております。整備すれば利用できるのではないかとも思いますが、計画はどのようなになっているか、お尋ねをいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

塩田緑苑プールにつきましては、既に海部広域調整池建設のために愛知県が取得してございまして、今年度中に解体を開始される予定でございます。以上です。

○20番（加藤敏彦君）

佐屋プールも利用できないと。緑苑プールも今年度解体されていくということの中では、市民プールがないということですので、学校プールの開放について積極的な取り組みを求めていくしかないと思っておりますが、来年度は、緑苑プールのあった佐織地区とか、その他の地区での検討をぜひしていただきたいと思っておりますが、再度、市の見解、決意をお尋ねいたします。

○教育長（加藤良邦君）

先ほど来、部長のほうから答弁をさせていただいておりますけれども、学校プールの開放事業は、今年度より始まったばかりの試みでありますので、今回の利用状況等も参考にしながら、今後検証をし、研究をしていきたい、そんなふうに思います。よろしくお願いいたします。

○20番（加藤敏彦君）

学校プールの開放については、佐屋プールの利用を考えれば、財政的には十分裏づけがとれると思います。2カ所やってもまだ余裕があると思いますので、今後前向きな検討ということをごひともお願いしたいと思います。

それから、学校の防犯についてですけれども、今本当に信じられないような事件が起きておりますが、防犯カメラのことが話題になります。防犯カメラの設置については、どのように考えておられるでしょうか、お尋ねいたします。

○教育部長（石黒貞明君）

防犯カメラをということでございますけれども、防犯カメラを設置する等により、より防犯性を強固にするという方法も確かにございます。防犯カメラを設置する場合につきましては、愛知県が策定しております防犯カメラの設置及び運営に関するガイドラインというものがございます。また、市が設置する場合においても、このガイドラインを遵守しまして、愛西市の防犯カメラの設置及び運用に関する要綱がございますので、これに基づき設置、運用することになりますけれども、現在のところ、運用上の問題もありますので、設置については考えておりません。以上でございます。

○20番（加藤敏彦君）

それでは、総合斎苑の利用のほうに移っていきたくと思いますが、この斎場、火葬場で、友引でも利用できる火葬場があるのか、あと愛西市の斎苑が友引が休みになっている経過についてもお尋ねをいたします。

○市民生活部長（永田和美君）

それではまず初めに、友引が休みになっている経過につきまして御説明をさせていただきます。

愛西市火葬場、旧佐屋町町営の火葬場におきましても、友引が休日となっております、総合斎苑もそれを継承したものでございます。決定に当たりましては、有識者等で構成します愛西市総合斎苑建設検討委員会、市議会議員で構成する総合斎苑建設調査特別委員会でも協議がされまして、決定され、市議会に報告されております。

県内の35施設のうち、友引でも利用できる施設につきましては10施設ございます。近隣の施設では、蟹江町斎苑とか桑名市斎場おりづるの森などがございます。また、名古屋市八事斎場第2斎場は友引にも火葬を実施しておりますけれども、友引の一部をメンテナンスのために休業日としているのが現状でございます。以上です。

○20番（加藤敏彦君）

先ほど部長の答弁で、愛西市の総合斎苑、メンテナンスの関係で休業日が必要だということ

ですが、愛西市の斎場については、火葬炉が4基あると思いますので、4基あれば、友引の日の利用があっても対応できるのではないかというふうにも考えますが、いかがでしょうか。

**○市民生活部長（永田和美君）**

工事の種類にもよりますが、利用者に対し、音など、利用者の方に御迷惑をおかけすることにもなります。火葬炉、式場の利用の都度、工事を中断するようなことになれば、工事の効率も悪くなるということにもなりますし、工期も長期間になってまいります。火葬炉をとめないでできる工事もあるかとは存じますが、そのような支障が出てくるというふうに考えております。

**○20番（加藤敏彦君）**

友引の利用ということですが、友引の日に斎場が利用できるようにすると仮定した場合に、どのような課題があるのかという御答弁、あと今は指定管理で総合斎苑が運営されておりますが、指定管理料はどのくらい必要になるのかをお尋ねいたします。

**○市民生活部長（永田和美君）**

平成27年度の友引の日でございますけれども、61日ございまして、全て営業日とした場合、人件費がふえまして約540万円ほど、これは税込みでございますが、なるかと考えております。課題としましては、施設全体に影響が及ぶ清掃業務、または空調設備の保守点検は利用者があるとできません。実施するためには、事前に施設を利用しない日を設定する必要があると考えております。

**○20番（加藤敏彦君）**

今、部長のほうから、友引も利用できるようにするためには540万という金額も示されましたが、最初に紹介いたしました愛西市の斎場が友引が利用できないということで、蟹江町の斎場を利用されましたけれども、この蟹江町の斎苑との比較でお尋ねいたしますが、蟹江町の斎苑の休日は1月1日、年1日だけあります。愛西市の場合は、1月1日と友引、今年度でいけば年61日の休みということです。住民にとって、この蟹江町と愛西市のどちらが利用しやすいか、どちらが住民サービスが充実しているのでしょうか、お尋ねしたいと思います。

それから、愛西市の総合斎苑で友引の日の利用が難しいならば、他の斎場を利用された方に、愛西市の利用料との差額を補填することが住民サービスの充実になるのではないかと考えますが、蟹江町の斎苑を利用いたしますと、蟹江町外の方は4万円必要であります。愛西市の利用料は、愛西市民ならば1万円でありますので、差額は3万円ありますが、その差額の補填ができないかということを考えますが、どうでしょうか。

**○市民生活部長（永田和美君）**

友引につきましては、平成26年度は60日、平成27年度が61日でございます。住民サービスについて、利用日だけのことを見ますと、友引を実施しています蟹江町ということになるかと思っております。斎苑として考えた場合には、火葬の枠が愛西市は1日6回、蟹江町は3回ございます。式場を併設する愛西市総合斎苑では、式場を利用させていただく場合、火葬に引き続き初七日を行っていただくことができます。できるだけ総合斎苑を御利用いただきたいと思いますと考えております。

ので、市外の施設との差額、金額に対しまして補助金をお出しすることは、現在のところ考えておりませんので、よろしく申し上げます。

○20番（加藤敏彦君）

今、部長のほうから、差額については出す考えがないという答弁がありましたけれども、市長にお尋ねいたしますけれども、蟹江町の斎場、友引の日を利用された方、昨年度で12件、月1件の割合だそうです。やっぱり友引の日に葬儀をされる方は、本当にその日しかやれない方が多いのではないかと思います。やはり住民から見れば、愛西市でも友引の日にも利用できるようにしてほしいと。しかし、営業すれば500万を超える予算も出ていくということも答弁がありました。

こういう状況の中で、市外の斎場を利用された方に、その差額を補填することが住民本位の現実的な対応ではないかと考えますけれども、市長の前向きな検討を求めたいと思います。お願いします。

○市長（日永貴章君）

それでは、御答弁をさせていただきます。

やはり、市内ある施設の愛西市総合斎苑でございますので、市民の方々にはその斎苑を御利用いただきたいというふうに思っております。

また、友引の利用については、今後についてはどういう傾向になってくるかわかりませんが、現状を見てみますと、やはり友引に葬儀をやられる方は少ないと、若干はございますが。こういうことを考えますと、今のところは現状のまま利用していただける体系で考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思っております。

○20番（加藤敏彦君）

今回は、学校プールの開放、市民プールが利用できなくなって、初めて学校プールの開放ということが取り組まれました。これは、やはり愛西市の地理的な状況、津島市を囲んで4地区が一緒になっているという状況の中でも、特に子供たちの立場からいけば、佐屋地区だけでなく、他の地区においても取り組んでいただきたいというふうに考えております。ぜひともお願いしたいと思います。

それから、総合斎苑の友引の利用ですが、友引の利用ということを現実的に考えると、利用も少ない中で、他の斎場を利用されるということになりますけど、やはり今の現状でということではありますが、住民の立場に立てば、本当に例外のような形での利用でありますので、そういう方々に対してその差額の補填をしていくというのが住民本位だというふうに考えますので、ぜひこの検討をお願いして質問を終わります。

○議長（鬼頭勝治君）

20番議員の質問を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（鬼頭勝治君）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、散会したいと思います。これに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、7日は午前10時より開議し、一般質問を続行いたします。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午後4時27分 散会

